

2026年4月

情報要請

---

# のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上 区分の変更

# 「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請

公益財団法人財務会計基準機構  
企業会計基準諮問会議  
2026年4月1日

目次	頁
I. 本文書の目的	1
II. これまでの経緯	1
III. 情報要請の趣旨	6
IV. 公聴会において聞かれた意見	7
V. 基準諮問会議事務局による情報収集	16
VI. 本文書における質問事項	21
VII. コメントの募集	22
別紙1 テーマ提案書	24
別紙2 意見聴取における質問項目ごとの意見の整理	27
別紙3 のれんの非償却を導入した場合の会計以外の取扱いの整理	47

## I. 本文書の目的

1. 本文書は、企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）にテーマとして提案された「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、これまでに寄せられた情報の整理を示すとともに、会計基準の改善の観点からこれに追加する情報がある場合に情報の提供を要請することを目的としている。

## II. これまでの経緯

### 第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）

2. 2025 年 7 月 11 日に開催された第 54 回企業会計基準諮問会議<sup>1</sup>において、経済同友会他 12 団体、スタートアップ有志 35 社及び企業経営者有志 138 名（以下「テーマ提案者」という<sup>2</sup>。）より新規テーマとして提案された「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、テーマ提案者より提案の理由及びその具体的な内容について説明がなされた（別紙 1）。
3. 同会議において、基準諮問会議事務局より、本テーマ提案により会計基準として改善が見込まれるかどうか、まずスタートアップの関係者の意見聴取を企業会計基準委員会（ASBJ）に依頼し、それらを取りまとめて、次回の基準諮問会議においてより幅広い関係者の意見聴取が必要かどうかを検討することを提案した。
4. 同会議を受けて、第 551 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より本テーマの提案に関して、本提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて ASBJ に対して意見聴取を依頼した。具体的には、2025 年 11 月に開催予定の基準諮問会議までに主にスタートアップの関係者の意見聴取を行うこと、ASBJ のリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることがを依頼した。また、この依頼は、テーマ提言に関する判断や評価を ASBJ に依頼するものではなく、当該判断や評価は基準諮問会議において行うことを付言した。
5. ASBJ では、基準諮問会議の依頼に基づき、本テーマの提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施することとされた。意見聴取は、企業会計基準委員会における通常の審議と異なり、ASBJ 及び ASBJ 委員が本テーマに関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を基準諮問

---

<sup>1</sup> [https://www.fasf-j.jp/jp/standards\\_advisory/standards\\_advisory/y2025/2025-0711.html](https://www.fasf-j.jp/jp/standards_advisory/standards_advisory/y2025/2025-0711.html)

<sup>2</sup> 同会議の資料(1)-2-1 を参照。

会議に報告することを目的として実施するものであるため、意見聴取は公聴会という形式で実施され、通常の審議を行う ASBJ の会議とは明確に区別して実施された。

6. 公聴会は、基準諮問会議が 2025 年 11 月に開催される予定であることを考慮し、次の要領で実施することとされた。
  - (1) まずスタートアップの関係者から意見聴取を進めることとし、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人及び学識経験者を対象として実施する。
  - (2) 意見聴取は、基準諮問会議に対して本テーマの提案を行った関係者及び同提案に賛同する関係者に限定せず、異なる見解を有する関係者も対象として実施する。
  - (3) 意見聴取の対象者のスタートアップの関係者以外への拡大については、ASBJ が通常の審議も行う中で次回の基準諮問会議までの期間が限られているため、ASBJ のリソースに基づいて判断する。
  - (4) 公聴会は財務会計基準機構会議室において対面で行い、Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とする。
  - (5) 意見聴取の様子の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等については、公聴会の実施後、ウェブサイトにおいて公開する。
7. 第 55 回企業会計基準諮問会議（2025 年 11 月 17 日開催）の前までに実施された意見聴取は次のとおりである。

公聴会（委員会） 開催日	属 性	意見聴取対象者 <sup>3</sup>
第 1 回(第 552 回) 2025 年 8 月 12 日	学 識 経 験 者	一橋大学大学院経営管理研究科 教授 野間幹晴様 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授 芦澤 美智子様
第 2 回(第 554 回) 2025 年 9 月 3 日	財 務 諸 表 作成者	株式会社ソラコム Chief of Staff/Head of Corporate Development 山崎紘彰様 株式会社 SmartHR 取締役 CFO 森雄志様 株式会社ブイキューブ 代表取締役社長 兼 グルー プ CEO 間下直晃様 スギホールディングス株式会社 執行役員 経営企 画・財務担当 笠井真様
	財 務 諸 表	りそなアセットマネジメント株式会社 株式運用部

<sup>3</sup> ご所属・お役職は公聴会開催時のものである。以下同じ。

	利用者	チーフ・ファンド・マネージャー 井浦広樹様 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長、株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 CEO/マネージングパートナー 郷治友孝様 一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会 会長 飯沼良介様
第3回(第556回) 2025年9月18日	監査人	PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 齋藤勝彦様 太陽有限責任監査法人 シニアパートナー 柴谷哲朗様
	学識経験者	追手門学院大学 経営学部 教授 宮宇地俊岳様
第4回(第558回) 2025年10月7日	監査人	有限責任 あずさ監査法人 パートナー 阿部博様 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 齊藤直人様 有限責任監査法人トーマツ パートナー 東川裕樹様 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 加藤正英様
第5回(第560回) 2025年10月20日	財務諸表利用者	フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人 永沢裕美子様
第6回(第562回) 2025年11月4日	財務諸表利用者	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 三瓶裕喜様 野村アセットマネジメント株式会社 サステナブル投資戦略室 室長 大畠彰雄様 株式会社格付投資情報センター 格付本部 コーポレート4 部長 渡辺博紀様

<意見聴取の質問事項（上記のすべての意見聴取に共通）>

(のれん非償却の導入)

- A. 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。
- (a) のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。
- (b) のれんの非償却を支持しない場合、非償却とすることについて何が問

題と考えられるか。

- B. IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。

(のれん償却費計上区分の変更)

- C. のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
- D. 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
- (a) のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。
- (b) (販売費及び一般管理費に計上したうえで) のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
- (c) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」(management-defined performance measure : MPM) に相当する指標を開示する。

## 第 55 回企業会計基準諮問会議 (2025 年 11 月 17 日開催)

8. 2025 年 11 月 27 日に開催された第 55 回企業会計基準諮問会議<sup>4</sup>では、ASBJ から公聴会の実施状況について報告が行われた。そのうえで、同会議においては、意見聴取の状況や内容に関して基準諮問会議委員の現時点での感触が述べられた。あわせて、今後の進め方について意見交換が行われ、これまでの意見聴取に加え、財務諸表作成者や小規模監査法人等への追加的な意見聴取を実施可能な範囲で行うように ASBJ に依頼することとした。また、同会議で意見聴取の内容に質問が寄せられたことを受けて財務諸表利用者(融資者)に対して融資判断への影響の確認を行うこととなった。さらに、仮にのれんの非償却を導入した場合の会社法の取扱い、税務上の取扱い及び個別財務諸表への影響について、基準諮問会議事務局が情報収集を行うこととなった。
9. ASBJ は、基準諮問会議からの依頼を受けて、次のとおり追加的に意見聴取を実施した。

公聴会(委員会) 開催日	属性	意見聴取対象者
第 7 回(第 567 回) 2026 年 1 月 20 日	財務諸表 作成者(i)	日本製鉄株式会社 財務部 決算室長 松本道彰様
第 8 回(第 570 回) 2026 年 2 月 24 日	財務諸表 作成者 (ii)	旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート 手塚史様 株式会社串カツ田中ホールディングス(現 株式会

<sup>4</sup> [https://www.fasf-j.jp/jp/standards\\_advisory/standards\\_advisory/y2025/2025-1117.html](https://www.fasf-j.jp/jp/standards_advisory/standards_advisory/y2025/2025-1117.html)

		社ユニシアホールディングス) 執行役員 管理部長 岩本一将様 ENEOS ホールディングス株式会社 インベスター・ リレーションズ部 久野俊介様
	監査人 (iii)	監査法人 A&A パートナーズ パートナー 森脇毅様 監査法人アヴァンティア パートナー 奥村俊樹様
	財務諸表 利用者 (iv)	一般社団法人 全国銀行協会 企画部 次長 遠藤績 穂様

< 意見聴取の質問事項 (財務諸表作成者(i)、(ii)) >

第1回から第6回の意見聴取と同様の A, B, C, D の質問のほか、IFRS 任意適用企業担当者について次を追加

(のれんの非償却の導入)

- E. IFRS 任意適用企業から見たのれんの非償却を導入する場合の負担
- (a) 減損テストの取扱い (テストの頻度や方法) の変更に伴って見込まれる実務への影響や懸念、周辺領域への影響 (例えば、変更された減損テストののれん以外の資産 (有形固定資産等) への適用など)
  - (b) 取得原価の配分 (PPA) の精緻化に伴って見込まれる実務への影響や懸念 (例えば、無形資産評価の専門家の確保など)
  - (c) 連結子会社における単体財務諸表の作成実務への影響

< 意見聴取の質問事項 (監査人(iii)) >

(のれんの非償却の導入)

- F. 仮にのれんの非償却を導入する場合の監査実務への影響。具体的には次のとおり。
- (a) 減損テストの取扱い (テストの頻度や方法) の変更に伴う、内部統制の評価を含めた監査工数の増加の見込みや監査上の懸念
  - (b) 取得原価の配分 (PPA) の精緻化に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念 (例えば、無形資産評価の専門家の確保など)
  - (c) その他、監査実務への影響

< 確認事項 (財務諸表利用者(iv)) >

財務諸表利用者への意見聴取(iv)については、以前の意見聴取で指摘された内容 (「のれんの会計処理の違いが銀行の融資判断に影響を与える可能性があるとの指摘」) について確認したものである。

(のれんの会計処理と与信判断実務との関係)

- G. のれんの会計処理の違いに起因する与信判断実務等への影響
- (a) 「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いとそれ  
に起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の  
違いによる、貴行の債務者区分の判断や内部格付の付与のあり方への  
影響
  - (b) 「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いやそれ  
に起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の  
違いによる、貴行の与信の実行や継続への影響
  - (c) 質問事項(a)及び(b)以外の事項として、「償却+減損」の会計処理と「減  
損のみ」の会計処理の違いやそれ  
に起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の  
違いによる、貴行の活動や判断等への影響

## 第 56 回企業会計基準諮問会議（2026 年 3 月 13 日開催）

10. 2026 年 3 月 13 日に開催された第 56 回企業会計基準諮問会議<sup>5</sup>では、ASBJ から追加的に実施した公聴会の実施状況について報告が行われた。
11. また、同会議において基準諮問会議事務局から、仮にのれんの非償却を導入した場合の会社法の取扱い、税務上の取扱い及び個別財務諸表への影響についての整理に関する報告を行った。さらに、基準諮問会議事務局によるこれまで実施した意見聴取の見解の整理及びこれまでの見解等を踏まえた分析並びに今後の進め方について審議を行った。
12. 同会議において審議を行った結果、これまでの意見聴取では聞かれなかった意見を有している利害関係者が存在する可能性があることを踏まえ、これまで収集してきた情報に不足がないか利害関係者に情報要請を行うために、本文書を公表することとした。

## Ⅲ. 情報要請の趣旨

13. 「Ⅱ. これまでの経緯」に記載のとおり、公聴会は 8 回にわたり開催され意見聴取が行われ、また、基準諮問会議事務局は公表情報により情報を収集してきた。このため、基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うために必要な情報は相当程度蓄積

<sup>5</sup> [https://www.fasf-j.jp/jp/standards\\_advisory/standards\\_advisory/y2026/2026-0313.html](https://www.fasf-j.jp/jp/standards_advisory/standards_advisory/y2026/2026-0313.html)

されてきていると考えられる。

14. しかしながら、公聴会の開催回数等には限界があるため、これまでの意見聴取では聞かれなかった意見を有している利害関係者が存在する可能性もあると考えられる。
15. ここで、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」は幅広い利害関係者が関心を寄せているテーマであることを踏まえると、慎重を期してプロセスを進めることが考えられる。このため、本文書に記載されていない追加的な理由や観点がないかの確認を行うことを目的に、広く利害関係者に対して情報要請を行うこととした。
16. 本情報要請は、あくまでもテーマ提案に関する判断を行うための材料として上乘せすべきものが得られた場合、当該理由等を追加してテーマ提案の検討を行うことを目的として実施するものである。このため、本文書の質問では、のれんの非償却の導入等を支持する理由、支持しない理由及び判断を行うにあたり考慮すべき観点に焦点を当てており、これらの理由等に関して本文書の記載に追加するものがある場合にコメントの提出をお願いすることを意図している。したがって、のれんの非償却の導入等の賛否そのものに関するコメントを要請するものではない点にご留意頂きたい。

#### **IV. 公聴会において聞かれた意見**

17. これまでに実施された公聴会において聞かれた意見の概要は、別紙2のとおりである。次項以降では、「のれんの非償却の導入」と「のれん償却費計上区分の変更」に分けて、会計基準の改正を支持する理由と支持しない理由について記載する。

##### **のれんの非償却の導入**

18. 第54回企業会計基準諮問会議では、仮にのれんの非償却を導入する場合には、固定資産の減損会計や企業結合における無形資産の識別についても国際的な会計基準と整合的な会計基準を導入するかどうかについて議論が行われ、当該前提についてテーマ提案者及び基準諮問会議委員のコンセンサスが得られた。このため、公聴会では、仮にのれんの非償却を導入する場合には、固定資産の減損会計や企業結合における無形資産の識別についても国際的な会計基準と整合的な会計基準を導入することを前提として意見聴取が行われた。

##### **(のれんの非償却の導入)**

19. 公聴会においては、のれんの非償却の導入を支持する意見が聞かれた一方、支持しない

意見も聞かれた。また、のれんの非償却と償却について中立であるとする意見も聞かれた。本文書は基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うことを目的として公表するものであるため、次項以降では、のれんの非償却の導入を支持する理由と支持しない理由に焦点を当てて記載する。

20. 公聴会で聞かれたのれんの非償却の導入を支持する理由は、概ね次のとおりであった。

No. <sup>6</sup>	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
A-1	M&A の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M&amp;A 後の利益圧迫を嫌って、経済合理性のある M&amp;A を中止・断念しているケースが多く生じている。物的資産の乏しい企業を対象とする買収はのれんが大きくなりやすく、M&amp;A を躊躇させている。</li> <li>・M&amp;A のコンペでは、償却負担のある日本基準適用企業は高い価格を提示できず買い負けが生じており、国際競争力を阻害している。</li> <li>・スタートアップは純資産が極めて薄く、研究開発型では売上が当初計上されないことも多いため、買収価格との差額であるのれんが非常に大きくなりやすい。そのため、取得企業にとっては、スタートアップはのれん償却の悪影響を最も強く受ける M&amp;A の対象企業群であり、スタートアップに対する M&amp;A を敬遠することが多い。</li> <li>・M&amp;A でプレミアムを支払うことは、成長加速投資や買収後のシナジーを想定しているはずである。有形資産から無形資産に企業価値の焦点が移ってきている中で、のれんを機械的に償却することは M&amp;A の目的や価値創造と整合しない。</li> <li>・のれんの償却を求める現行の会計基準は、事業者が M&amp;A を検討する際の足枷となっており、また、スタートアップの出口戦略の多様化を阻害している。</li> <li>・スタートアップ育成、成熟経済における企業成長及び経済的影響のため、のれんは非償却とすべきである。</li> </ul>

<sup>6</sup> ここで示す番号は、議論を整理するために基準諮問会議事務局が設定したものである。以下同じ。

No. <sup>6</sup>	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
A-2	企業価値評価における情報の有用性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流である。このため、投資家は、業績分析においてのれんの償却費は無視している。</li> <li>・定期償却により営業利益、当期純利益が低くなり、PER（株価収益率）を重視する日本の市場では、企業価値が低く評価されやすい。また、利益の圧迫が収益性の低さと誤認され、結果として資本コストを高め、企業の成長力を削いでいる。</li> <li>・スタートアップ企業に投資を行う投資家は、指標を補正する機関投資家と異なり、表面的な利益の多寡に反応しやすいため、定期償却はネガティブなノイズとなる。このように、定期償却が株価を不当に押し下げている。</li> <li>・のれんの償却費により利益が低下している状況において、昨今は表面的な数字に対してアクションを起こすロボット投資等が増えており、市場における株価形成が近視眼的・表面的になってきていると感じている。</li> </ul>
A-3	国際的な比較可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IFRS 会計基準と米国会計基準が非償却を採用しており、のれんの償却を求める日本基準は国際的に少数派である。このような状況において、日本基準が償却を維持することは海外投資家への説明コストを増大させている。</li> </ul>
A-4	償却期間の設定の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却期間の決定には、恣意性が介入する。また、取得企業と監査法人との協議で決まるという側面があり、買収価格決定時においては償却年数が確定しない。</li> <li>・実務では、償却期間が回収可能期間で設定されることが多い。この場合、有望な案件ほど事業計画が短期間で設定され、結果として償却期間が短くなるため、優良な投資ほど直近の利益が小さく見えるという逆転現象が生じている。</li> <li>・償却期間が様々であり、企業の業績を比較することを困難にしている。</li> </ul>

No. <sup>6</sup>	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
A-5	経営の規律への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減損テストの方が投資の成否を明確に可視化するため、経営者の説明責任を高める。</li> <li>・割引率の設定と回収可能価額の評価を通じて経営者のアカウンタビリティを高め、資本コストを意識した規律ある経営に繋がる。</li> </ul>
A-6	相対的なコスト負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非償却の導入や維持に係るコストは、必要なコストとして負担していく。これらはのれんの償却費ほど重要ではなく、また、IFRS 導入よりも低コストである。</li> </ul>

21. 一方、公聴会で聞かれたのれんの非償却の導入を支持しない理由は、概ね次のとおりであった。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
B-1	買入のれん価値の減価及び自己創設のれんとの入替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のれんは、競争を通じて超過利益の獲得能力が時間とともに減少する。</li> <li>・のれんの償却の実務は、企業の平均的な利益獲得能力の平均回帰傾向（5年から10年程度）と整合している。</li> <li>・のれんが将来の収益力に対する期待を表しているものであると捉えると、時間の経過とともにその価値は減少すると考えることが自然である。</li> <li>・本来、買入の「買入のれん」は時間の経過とともに価値が減少していくはずであり、償却はそれを反映するのに適している。非償却の下での減損テストの場合、事後の努力による成果や既存事業の余力の要素がシールドとなり、価値の低下が表面化しにくくなる。結果として、のれんの中身が、財務報告の目的の観点から資産に含まれないこととされている自己創設のれんへ変質してしまう。</li> </ul>
B-2	M&Aによる投資成果の適切な判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のれんはM&amp;Aに投じたコストの一部である。のれん償却費を期間配分し、M&amp;Aのシナジーを得るための投資原価として売上高と対比させることにより、M&amp;Aの投資成果を判定する役割を持</li> </ul>

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
		<p>つ。換言すると、のれんの償却費を計上したうえで利益を出していることが、投下資本を回収していること及びそれを越えたシナジーを生み出していることを示している。</p>
B-3	株主価値を犠牲にする M&A の抑制効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんの償却には、毎年の償却費が利益を圧迫するという仕組みがあるおかげで、経営者は慎重な判断を行う必要が生じている。償却がなければ、失敗した M&amp;A のコストが表面化せず、株主価値を犠牲にする過度な投資を助長するおそれがある。</li> </ul>
B-4	減損損失の認識時期が遅すぎる又は金額が少なすぎる（too little, too late）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減損の判断に経営者の裁量が介入しやすく、報酬や任期、財務制限条項への抵触回避などの動機から、損失の計上が先送りされる傾向があることを示す実証分析の研究がある。</li> <li>・ 買収した事業の業績が悪くても、会社全体や他の部門が持つ自己創設のれんと合算して減損テストが行われることで、のれんの価値下落が覆い隠され、バランスシートに反映されない状況が生じる。このように、非償却モデルが依存する減損テストには、損失の認識が遅いという構造的な問題がある。</li> <li>・ 非償却には too little, too late の問題があり、また、業績悪化時に減損により損失が雪だるま式に増え、経営の健全性に課題が生じることが懸念される。</li> </ul>
B-5	貸借対照表の有用性に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非償却の会計処理の下では、投資回収が終わったはずの買収コストまで資産として残り続け、のれん残高が自己資本や総資産に対して異常に大きく積み上がる状況を招くおそれがある。このようにのれんが減らないことにより、ROA（総資産利益率）などの資産効率指標が改善されず、また格付分析においても自己資本比率の信頼性が低下するなど、クレジット分析において伝統的な指標の有効性が失われる。</li> </ul>
B-6	M&A の促進に関する証拠の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去にのれんの非償却へ移行した国々の事例を</li> </ul>

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
	欠如	<p>見ても、それによって M&amp;A が有意に増加したという明確な証拠はない。企業は事業に必要な M&amp;A を選別・実施しており、会計処理の違いはそれを決める大きな要因にはなっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• M&amp;A の意思決定は事業の将来の成長性により判断するため、のれんを償却するかどうかでその判断は変わらない。</li> </ul>
B-7	コストの増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• のれんの非償却の導入は、企業結合の取得原価の配分の取扱い、のれんととのれん以外の減損の取扱いの見直し、開示の拡充などを伴うと考えられる。これらを実施するには、専門性や慎重な判断、監査対応が必要となり、作成者のコストが増加する。見直しの影響は上場会社以外にも及ぶと考えられるため、人的資源の乏しい企業にとって、負担増は深刻になると考えられる。</li> </ul>
B-8	経営の規律への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 償却によって投資回収の過程を継続的にモニタリングし、その投資回収が困難であると判断された場合に減損損失を認識する一連の仕組みは、企業結合の投資判断に対して一定の規律を与える。</li> </ul>
B-9	個人投資家の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 非償却とすることで業績をよく見せたいという思惑があるとすれば、投資家保護の観点から懸念がある。</li> </ul>
B-10	政策目的による会計基準の改正に対する反対	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スタートアップ企業の取引の活性化に反対するものではないが、その手段が会計基準の変更という形になっていることに疑念を持っている。会計基準は企業経営の実態を適切に反映するために設定されるべきものであり、政策的な目的のための手段として会計基準の変更を行うべきではない。</li> </ul>
B-11	国際的な会計基準への対応のスタンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際会計基準との整合性を図っていく考え方があることは理解するものの、昨今の国際会計基準の動きは必ずしも正しいとは思えないものがある。このような状況においては、単純に国際会計基準に合わせていくべきものではない。</li> </ul>

**(のれんの償却と非償却の選択制)**

22. のれんの償却と非償却の選択制の導入については、支持しない意見が多く聞かれた。支持しない理由は、主に次のとおりであった。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
C-1	比較可能性の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんの償却を選択した企業と非償却を選択した企業が存在することになり、比較可能性が著しく低下し、利用者が混乱する。</li> </ul>
C-2	複雑性の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選択制を認めると、日本基準において、償却モデル用と非償却モデル用の2通りの固定資産に係る減損会計の基準体系が必要になり、会計基準が過度に複雑化する。</li> <li>・ 選択制を認めると、のれんの会計処理に関して、日本基準で選択肢が2つ、IFRS 会計基準、米国会計基準の選択を含めて4つの選択肢が併存することになり、複雑化するおそれがある。</li> </ul>
C-3	恣意性の介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益を良く見せたいという経営者の裁量が入り込む余地が大きくなり、会計の信頼性が損なわれる。</li> </ul>
C-4	IFRS の任意適用という選択肢の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんの非償却を望む企業は、IFRS 会計基準を任意適用すればよく、日本基準に非償却を導入する必要はない。</li> </ul>

23. 一方、一部の参加者からは、のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する意見が聞かれた。支持する理由は、主に次のとおりであった。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
D-1	M&A の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償却負担が制約となって見送られていたディープテック等の M&amp;A を促進し、国内に技術や事業を取り込むことができる。</li> </ul>
D-2	企業の実態に合わせた柔軟性の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんの償却は経営成績の適切な表現を阻害するノイズであり、非償却を選べるようにすることで経営実態をより正しく投資家に伝えられるため、選択制を導入することにより企業の実態に合わせた柔軟性が増加する。</li> <li>・ 減損テストの負担やガバナンスの体制に応じた会計処理の適用が可能となる。</li> </ul>

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場と非上場での棲み分けなど、規模や状況に応じて選択する方法が考えられる。</li> </ul>
D-3	開示による比較可能性の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選択制の弊害に対して、開示（注記等）を強化することで比較可能性が担保され、投資家の判断の助けとなり得る。</li> </ul>
D-4	経過措置としての取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来、非償却を導入することが望ましいが、非償却に移行するまでの経過措置として選択制を認めることが考えられる。</li> </ul>

### のれん償却費計上区分の変更

24. のれんの償却を維持したうえでのれん償却費の計上区分を変更することに関して、意見聴取で聞かれた意見の概要については、別紙2のA10項からA14項に整理している。
25. のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正については、次の理由から多くの参加者は支持しなかった。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
E-1	営業費用としての性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎期発生するのれんの償却費を営業外費用や特別損失へ移すことは、営業活動の実態を歪め、損益計算書の本質的な意味を歪める。</li> <li>・ のれんの償却費を販売費及び一般管理費とする現行の扱いは、収益と費用の対応関係から見て合理的であり、営業外費用や特別損失へ移すことは会計理論的な根拠に乏しい。</li> <li>・ 計上区分の変更は、営業外費用又は特別損失の計上区分の意味が不明瞭になる。</li> </ul>

26. 一方、のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正について、ごく少数の参加者から支持する意見が聞かれた。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
F-1	営業利益の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あくまでのれんの非償却の導入を支持するが、短期的な解決策としては、計上区分を変更することについて、営業利益の見栄えが改善され、M&amp;A 実行のハードルが下がるため、支持する。</li> </ul>

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な論拠を示せるわけではないが、個人投資家が営業利益等の指標を用いて価値評価することによる影響を緩和できると考えられる。</li> </ul>
F-2	短期的な対応としての位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あくまでのれんの非償却の導入を支持するが、のれんの非償却の導入の会計基準改正に時間を要するのであれば、短期的には一定程度の効果はあると考える。</li> </ul>

27. のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持する意見と支持しない意見の両方が聞かれた。支持する理由及び支持しない理由は、主に次のとおりであった。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
G-1	のれんの償却費の営業利益への影響に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計基準を大きく変更しなくても、営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という指標を設けることにより、投資家が「本来の収益力」と「償却の影響」を正確に判別できるようになる。</li> <li>・個人投資家に向けた説明が容易になることが想定される。</li> <li>・企業結合の影響をより分かりやすく伝えられるという観点から一定の効果があると考えられ、企業の IR で実際に表示している。</li> </ul>
G-2	実務上の課題の解消への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「のれん償却前営業利益」のように表示上の工夫を行うことにより、のれん償却費を営業外費用や特別損失に変更したり、比較可能性を損なう償却と非償却の選択制を導入したりする必要がなくなる。</li> </ul>

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
H-1	投資家の判断への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本市場において正しく評価してもらえないというのが現実であり、効果がないと考える。</li> <li>・「のれん償却前利益」などの独自指標の導入は、かえって投資家にとって不透明な情報となり、企業の恣意的な業績操作（利益の底上げ）に利用されるおそれがある。</li> <li>・投資家やアナリストは、既に EBITDA 等の非 GAAP</li> </ul>

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
		指標を用いて企業価値を評価しており、会計上の区分を変更することは、価値評価の本質的な解決にはならない。償却費の計上区分の変更を検討するよりも、経営者が独自に示す「マネジメント業績指標（MPM）」などの任意開示や、IRの充実を通じて説明責任を果たすべき領域と考えられる。

28. 最後に、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」（management-defined performance measure : MPM）に相当する指標を開示する改正については、現時点で積極的に支持する意見は聞かれなかった。

## V. 基準諮問会議事務局による情報収集

29. 本文書第 8 項及び第 11 項に記載のとおり、第 55 回企業会計基準諮問会議では、仮にのれんの非償却を導入した場合の会社法の取扱い、税務上の取扱い及び個別財務諸表への影響について、基準諮問会議事務局が情報収集を行うこととされ、第 56 回企業会計基準諮問会議において、基準諮問会議事務局から情報収集の実施結果について報告が行われた。また、第 56 回企業会計基準諮問会議では、基準諮問会議事務局から、仮に会計基準を改正する場合における開発する会計基準の範囲及び会計基準の開発に要する期間に関する分析について報告が行われた。
30. このうち、会社法の取扱い及び税務上の取扱いに関しては、仮にのれんの非償却を導入した場合の影響について分析に一定の限界があるため、本文書の別紙 3 として紹介することにとどめる。一方、単体財務諸表への影響、開発する会計基準の範囲及び会計基準の開発に要する期間については基準諮問会議事務局が分析を行っているため、次項以降でその内容をお示しする。

### 単体財務諸表への影響

31. ASBJ では、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と単体財務諸表の両方に同様に適用されるものとして会計基準が開発されてきており<sup>7</sup>、以下の分析は、連結財

<sup>7</sup> 2025 年 12 月に公表した ASBJ の中期運営方針において、連結財務諸表と単体財務諸表の関係について、「これまで当委員会では、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と単体財

務諸表と単体財務諸表において同様の会計基準が適用されることを前提として行っている。

32. 本文書第 18 項のとおり、仮にのれんの非償却を導入する場合には、固定資産の減損会計や企業結合における無形資産の識別についても国際的な会計基準と整合的な会計基準を導入するかどうかについては、テーマ提案者及び基準諮問会議委員のコンセンサスが得られている。このため、仮にのれんの非償却を導入する場合には、のれんの会計処理以外に、関連する領域の会計基準等の整備が不可欠であり、それに伴う影響や様々な実務負担の発生が見込まれる。
33. 前項の整備を行う場合における単体財務諸表への影響は、次のとおりまとめることができる。

No.	項目	単体財務諸表への影響
I-1	広範な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法に基づき財務諸表を作成する会社においては、連結財務諸表だけでなく、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表に影響を与えることとなる。</li> <li>IFRS 任意適用企業は連結財務諸表について対応されているものの、単体財務諸表については日本基準で作成しているため、IFRS 任意適用企業であっても、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表の作成実務に影響を与えることとなる。</li> <li>連結財務諸表の作成義務のない会社、特に、会社法に基づき会計監査を受ける会社に影響する。</li> <li>会社法第 431 条の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」に鑑みれば、会計監査を受けない中小会社に影響を与える可能性があると考えられる。</li> </ul>
I-2	連結財務諸表に比べ低い重要性の基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>単体財務諸表は連結財務諸表に比べて重要性の基準値が低く設定されるのが通例であるため、</li> </ul>

務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発してきており、今後もその方針に変わりはない。ただし、単体財務諸表においては、関連諸法規等の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられるため、個々の会計基準の開発においては、これらを考慮の対象として検討を行う。」とされている。

No.	項目	単体財務諸表への影響
		連結財務諸表では重要性が乏しく取り上げられていない事象でも、単体財務諸表では相対的に利益や純資産に影響があり、財務諸表全体として無視できない影響が生じる場合もある。このため、実務上の負荷が重くなる可能性がある。
I-3	企業結合以外の領域における実務負担の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非償却の導入に伴って固定資産の減損会計を見直した場合、企業結合を行っていない会社にも影響を与える。</li> <li>・実務上の負荷の具体例の1つには、固定資産の減損会計における1ステップアプローチへの移行が挙げられる。加えて、減損損失の戻入れ要否の検討も継続的な負荷になると考えられる。</li> <li>・これらの負荷は人的資源の乏しい会社、特に単体財務諸表の作成のみを行う会社にとって深刻になる可能性があると考えられる。また、非上場会社では割引率の算定に必要な市場データの入手自体が困難なケースも多く、実務上の負荷が高まる可能性があると考えられる。</li> </ul>

## 会計基準の開発範囲及び開発期間

### (仮に非償却を導入する場合)

34. ここでは、仮にのれんの非償却を導入する場合における開発する会計基準の範囲及び会計基準の開発に要する期間に関する検討についてお示しする。

### 開発する会計基準の範囲

35. まず開発する会計基準の範囲に関して、のれんの非償却を導入する場合には、本文書第18項のとおり、固定資産の減損会計や企業結合における無形資産の識別についても国際的な会計基準と統合的な会計基準を導入することについて基準諮問会議委員のコンセンサスが得られている。このコンセンサスを前提とした場合、具体的には次の会計基準をあわせて開発することが考えられる。

- (1) 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合に関する会計基準」という。)の改正

- ① 償却処理を定めた部分の改正
  - ② 企業結合の取得原価の配分に係る取扱い(特に、無形資産の識別に関する部分)の改正
  - ③ 全部のれん方式の採用
  - ④ 開示の拡充
- (2) 無形資産に関する会計基準
- ① 耐用年数を確定できない無形資産の概念の導入
  - ② 包括的な会計基準の開発
- (3) 固定資産の減損に係る会計基準の改正
- ① のれんを含む資産グループについての減損の見直し(これには、年次の減損テストの導入や2ステップアプローチから1ステップアプローチへの見直しなどを含む。)
  - ② のれん以外の固定資産に関する減損テストの見直し
  - ③ 減損損失の表示区分の見直し(減損損失の営業利益区分への計上)
  - ④ 減損の戻入れの可否の見直し

#### 会計基準の開発に要する期間

36. 会計基準の開発に要する期間については、これまでの重要な会計基準等の開発のプロジェクトと同様に大幅な見直しを伴うものであるため、相応の開発期間がかかると考えられる。
37. 特に、無形資産に関する会計基準については、現時点では日本基準において包括的な会計基準が存在していないため、開発に相当の時間を要すると考えられる。また、無形資産に関する会計基準について、国際的に整合性のあるものを開発することを念頭に、IFRS 会計基準を参考に開発するとした場合、現行の IAS 第 38 号「無形資産」(以下「IAS 第 38 号」という。)に対して現在の経済状況の進展に対応していないという批判が寄せられており、現在、国際会計基準審議会 (IASB) において見直しが進められている状況にあるため、現行の IAS 第 38 号をベースに会計基準を開発しても、仮に IASB において基準改正が行われる場合には、将来的に再度見直すことが必要となる可能性が考えられる。
38. 参考として、これまでの主要なプロジェクトの開発期間 (ASBJ が基準開発に着手する

ことを決定してからの開発期間)をお示しする(実際にはそれ以前から検討を進めている)。

<これまでの基準開発の期間の例>

	基準開発の 検討着手	公開草案	基準公表	適用開始
(1) 収益認識会計基準 <sup>8</sup> 当初分 (検討着手から)	2015年3月	2017年7月 (2.3年)	2018年3月 (3.0年)	2021年4月 (6.0年)
開示を含む全体 (検討着手から)		2019年10月 (4.5年)	2020年3月 (5.0年)	
(2) リース会計基準 <sup>9</sup> (検討着手から)	2019年3月	2023年5月 (5.1年)	2024年9月 (5.5年)	2027年4月 (8.0年)
(3) 金融資産の減損 <sup>10</sup> (検討着手から)	2019年10月	2025年10月 (6.0年)	N/A	N/A

39. 前項の状況を参考とすると、会計基準の公表までに少なくとも3年を要すると考えられる。さらに、基準を公表した後、周知や適用のための準備にも相応の期間を要すると考えられる。

### 小括

40. 本文書第34項から前項までの分析をまとめると、次のとおりとなる。

No.	項目	分析結果の概要
J-1	開発する会計基準の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業結合に関する会計基準の改正</li> <li>無形資産に関する会計基準</li> <li>固定資産の減損に係る会計基準の改正</li> </ul>
J-2	会計基準の開発に要する期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計基準の公表までに少なくとも3年を要すると考えられる。</li> <li>さらに、基準を公表した後、周知や適用のための準備にも相応の期間を要すると考えられる。</li> </ul>

### (仮に償却を維持する場合)

41. 次に、仮にのれんの償却を維持する場合についての検討をお示しする。

<sup>8</sup> 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等を指す。

<sup>9</sup> 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を指す。

<sup>10</sup> 企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準(案)」等を指す。

42. のれんの償却を維持するのであれば、原則として会計基準の改正は不要と考えられる。ただし、のれんの償却については、償却期間や償却パターンの決定について一定の課題が指摘されていることを踏まえると、一定の対応を行うことが考えられる。この場合、例えば、償却を定めている企業結合に関する会計基準第 32 項の適用について、償却期間や償却方法に関するガイダンスの開発や開示の見直しを行うことが考えられる。

32. のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

43. 前項の対応を行う場合、開発する会計基準の範囲及び会計基準の開発に要する期間は次のとおりと考えられる。

#### 開発する会計基準の範囲

企業結合に関する会計基準

- 償却処理を定めた部分について、償却期間や償却方法に関するガイダンスの開発や開示の見直しを行う。

#### 会計基準の開発に要する期間

現行基準の延長線上での対応であるが、一定のデュー・プロセスを経る必要があることを踏まえて、基準公表までに概ね 1 年から 2 年程度の期間を要すると考えられる。

44. 上述の分析をまとめると、次のとおりとなる。

No.	項目	分析結果の概要
K-1	開発する会計基準の範囲	・企業結合に関する会計基準
K-2	会計基準の開発に要する期間	・基準公表までに概ね 1 年から 2 年程度の期間を要すると考えられる。

## VI. 本文書における質問事項

45. 本文書では、次の質問についての本文書に記載されていない追加的な情報を募集している。

(質問 1)	のれんの非償却の導入を支持する理由として、本文書第 20 項に挙げた理由 (A-1 から A-6) 以外の理由や観点がある場合には、その理由等を
--------	--

	お示し頂きたい。
(質問 2)	のれんの非償却の導入を支持しない理由として、本文書第 21 項に挙げた理由 (B-1 から B-11) 以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。
(質問 3)	のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由として、本文書第 22 項及び第 23 項に挙げた理由 (C-1 から C-4、D-1 から D-4) 以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。
(質問 4)	のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由として、本文書第 25 項から第 27 項に挙げた理由 (E-1、F-1 から F-2、G-1 から G-2、H-1) 以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。
(質問 5)	単体財務諸表への影響について、本文書第 33 項に挙げた影響 (I-1 から I-3) 以外の影響や観点が考えられる場合には、その影響等をお示し頂きたい。
(質問 6)	会計基準の開発範囲及び開発期間について、本文書第 40 項及び第 44 項に挙げた影響 (J-1 から J-2、K-1 から K-2) 以外に影響や観点がある場合には、その影響等をお示し頂きたい。

## Ⅶ. コメントの募集

本情報要請は、本文書に記載されていない追加的な理由や観点についてお寄せいただくことを目的としている。基準諮問会議では、テーマ提案に関する判断を行うための材料として上乘せすべきものがある場合には、当該情報を追加してテーマ提案の検討を行うこととしている。したがって、寄せられた情報の内容が同様である場合、集約して取り扱うことを予定している。

「Ⅵ. 本文書における質問事項」の質問につきコメントがある方は、2026 年 6 月 5 日 (金) までに、財務会計基準機構のウェブサイトの回答フォームに直接入力し、お寄せ頂きたい。その際、寄せられたコメントを集約する関係から、複数の質問に対してコメントがある場合には、質問ごとに回答を提出して頂くようお願いしたい。また、1 つの質問に対して複数の理由等がある場合には、理由等ごとに回答を提出して頂くようお願いしたい。

なお、財務会計基準機構は、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を財務会計基準機構のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称等が適切に入力されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことについて、あらかじめ



ご了承頂きたい。

以 上

**テーマ提案書**

&lt;会計基準レベル&gt;

(テーマ) のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更
(提案理由) 日本企業会計基準（以下 JGAAP という。）におけるのれんの会計処理については、本年 3 月 28 日に規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおいて議論が行われたところ、現行の会計処理については、下記のような問題点が指摘された。  1. JGAAP の国際的コンバージェンス 2001 年から米国会計基準（以下 USGAAP という。）がのれんの非償却に舵を切り、国際会計基準（以下 IFRS という。）では 2004 年からのれんの非償却を適用している。 日本は国際会計基準審議会（以下 IASB という。）に対して IFRS におけるのれんの償却導入を提案していたが、IASB は 2022 年にのれんの会計処理について減損のみのアプローチを維持することを決定した。また、USGAAP の設定主体である米国財務会計基準審議会（FASB）においても 2022 年にのれんの償却検討について会計基準開発から除外することを決定した。 のれんの償却・非償却のどちらにも利がある中、会計理論的には議論が分かれているところであるものの、のれんの非償却を継続する国際的潮流の中で、のれん償却を義務づける JGAAP は、日本企業と欧州・米国企業における会計数値の企業間比較の障害となっている上、その差異があることによって、株式マーケットにおける経済的合理性の観点から日本企業の国際競争環境に悪影響を与えているとの声も挙がっている。 そのため、IASB において減損のみのアプローチを維持することとなった以上、その間、JGAAP においても、国際的潮流に合わせてのれんの非償却を導入し、採用する会計基準によって日本企業の競争力に優劣が生じることがないようにすべきである。  2. 近年の無形資産型ビジネスモデル 現代の成長セクターは無形資産型、知識集約型のビジネスモデルの産業群であり、このような企業においてはバランスシートに M&A を通じて巨大なれんが計上されるケースが増えていく。無形資産型の企業の実態を記述するうえで、のれんを経年劣化で減耗する有形資産類似的に捉えるのではなく、時価会計的な捉え方で価値の再評価

を行う方が適合性が高い。現代の無形資産型、知識集約型ビジネスモデルの隆盛は、AI の爆発的進化も始まったデジタルトランスフォーメーションの進展から見て今後とも変わることはないと思われることから、企業会計制度も規則的な償却ではなく、現代のビジネスモデルにフィットしたのれんの非償却を導入すべきである。

### 3. 日本の社会課題への対応

日本は、一般的には、新しい技術やビジネスモデルを有する急成長を目指す企業であると指摘されることがあるが、スタートアップへの投資規模が小さくスタートアップが成長しにくい環境にあることから、政府は2022年に決定した「スタートアップ育成5カ年計画」においてスタートアップ投資額を2027年度に10兆円規模とする目標を掲げ、スタートアップを成長させるM&Aの促進を図ることとしている。

しかし、M&Aの際に発生するのれんについて、IFRSとは異なり、JGAAPでは定期償却し営業費用として計上することが求められていることが、M&Aを阻害していると指摘されており、経済同友会が実施したアンケートにおいては、70%超の経営者がのれんの規則的償却がM&A検討の障害になっており、約半数の経営者はのれんの償却負担を考慮してM&Aを断念したことがあると回答している。買収をすると、のれんの償却により買収先企業の利益が目減りもしくは赤字に転落する（通称「のれん負け」）ことがあり、連結時の利益が本来の2社合計の利益より減ることが株式市場からネガティブに捉えられ、批判や、株価の低下を招くことが多くなるからである。

特にスタートアップについては、企業価値に占める純資産の割合が小さいため、買収企業はのれん償却費の影響を大きく受けやすく、買収の対象となりにくい。また、買収側の立場で見た時に、スタートアップの買収を行うと、買収後の事業の状況にかかわらず、一律に一定期間の収益が圧迫されるため買収を行うためのハードルが高くなる。

なお、スタートアップ企業の中でも、上場し、買収側に回る企業も出ているが、IFRSへの移行はコストが大きいため、成長途上にあり、資金力・利益余力に乏しい上場スタートアップや中堅企業が、海外で実施されている同業又は隣接業種の買収による事業を拡大していくことが困難な状況が生じている。

更には、のれんの償却負担自体、キャッシュフローに影響を与えないものの、特にスタートアップを含む中小型株はアナリスト等の分析対象にならずに営業利益をベースに個人投資家が中心となる資本市場から評価されるという構造的な問題も存在しているところであり、「中堅企業成長ビジョン」（令和7年2月21日中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ決定）においても、指摘されているところである。

決算短信や決算説明資料等において、EBITDA等ののれん償却費の影響を除く営業利益を開示する取組を行っている企業もあるものの、EBITDA等の独自指標は会計基準で決まっている定義はなく、他社との比較可能な数字になっていないことから、資本市

場から評価されない実態があり、その点は、スタートアップに限らず JGAAP を用いる日本企業全体に係る問題である。

これらのことから、のれんの償却が上場後のスタートアップの成長の阻害要因になっているという声が強く、上場後 5 年後に 100 億円以上の時価総額を上場維持基準とする方向での議論がある中、スタートアップの出口の確保と上場後の規模の拡大の為にも、日本基準におけるのれんの償却を見直すことが強く求められている。

なお、選択制を採用した場合であっても、事業者が一度採用した会計方針をみだりに変更すべきではないことは当然である。

また、のれんの償却費は、営業収益に対する投資原価であるという考え方にに基づき営業費用（販売費及び一般管理費）として計上することとされているところ、M&A の取得原価の配分（PPA）が平成 20 年に義務化されて以降、収益性の高い資産をのれんから除外する会計処理が定着し、精緻化する中で、識別不能な資産であり、営業活動への直接的な寄与が不明確なのれんについて、その償却費を営業費用として扱うことは実態に合わなくなりつつあるという指摘がある。

上記を踏まえ、規制改革推進会議委員から、以下 2 点に係る検討提案を FASF・ASBJ に行うこととされた。

- ・速やかに行うべき短期措置として、のれん償却費の計上科目を現状の営業費用から営業外費用に変更すること
- ・短・中期的な措置として、のれんの定期償却を見直し、非償却とすること又は償却・非償却の選択を可能にすること

（具体的内容）

以下の両事項について、速やかに検討を開始いただき、1 については遅くともスタートアップ育成 5 か年計画の終期である 2027 年度までに結論・措置に至るよう検討いただきたい。2 については、1 よりも早期に、2026 年度の結論・措置の可能性も含めて検討いただきたい。

1. のれんの非償却を導入（選択制）

のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。

2. のれん償却費の計上区分変更

現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。

## 意見聴取における質問項目ごとの意見の整理

以下の意見の整理は、本文書の理解に役立てるために、公聴会での議事録をもとに基準諮問会議事務局で整理を行ったものである。正確には各回の公聴会の議事録を参照いただきたい<sup>11</sup>。

### のれんの非償却の導入

- A1. のれんの非償却の導入に関する意見聴取対象者への質問は次のとおりである。
- A. 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。
    - (a) のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。
    - (b) のれんの非償却を支持しない場合、非償却とすることについて何が問題と考えられるか。
  - B. IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。
- A2. 質問 A について、のれんの非償却を支持する意見としては次が聞かれた。
- (1) のれんが償却される日本基準で財務諸表を作成することは、IFRS 会計基準で財務諸表を作成することよりも、資本コストが高い可能性がある。洗練された投資家は会計処理の相違について修正して投資意思決定を行うが、会計数値を機械的に分析する投資家も多いことから、財務諸表作成者及びプライベート・エクイティは、少なくとも IPO においては、IFRS 会計基準で作成する方が資本コストが低下すると考えている。(学識経験者、財務諸表作成者)
  - (2) のれん償却は国内 M&A を慎重にさせ、スタートアップの出口戦略の多様化を阻害しており、欧州や米国と比して日本のスタートアップのエグジットにおいて M&A の割合が少なく、IPO の割合が多い一因となっていると考えられる。(学識経験者)
  - (3) のれんの定期償却を求める日本基準は有形資産を中心としたビジネスモデルを前提としているが、企業価値の決定因子は、有形資産から無形資産へと移り変わってきている。(学識経験者)

<sup>11</sup> [https://www.fasf-j.jp/jp/news\\_release/401879.html](https://www.fasf-j.jp/jp/news_release/401879.html)

- (4) IASB 及び FASB ではのれんの会計処理をめぐる議論は終焉し、償却の再導入が否決された。のれんの償却を求める日本基準は国際的に少数派であり、日本のスタートアップに負の経済的影響を与えている可能性がある。(学識経験者)
- (5) 日本基準適用企業が買い手として M&A を検討する際には、のれん償却に伴う営業利益の減少を懸念して競争力のある買収価格を提示できず、結果として他国企業の M&A に競り負けることがあり、競争条件の平等性で問題が生じている。(学識経験者)
- (6) 非償却導入に伴い経営者による裁量の余地が拡大すると懸念されるものの、財務諸表における経営者による裁量の余地は会計上の見積りなど従来より存在しており、内部統制の強化等により対処可能であると考えられる。(学識経験者)
- (7) 米国会計基準と IFRS 会計基準が非償却へ移行した背景には、M&A の経済的重要性の高まりと、投資家による業績分析においてはのれんの償却費が無視されていたという事実があり、経営成績を正しく示すには損益計算書にのれんの償却費を計上しない方が良いと判断されたと見受けられる。(学識経験者)
- (8) 最近の 20 年間、米国では非償却を採用した環境下で GAFAM などが M&A を通じてイノベーションを牽引した一方、日本は「失われた 30 年」に苦戦を強いられてきた。のれんの会計処理が成長機会に影響してきた可能性を考える余地はあると考えられる。(学識経験者)
- (9) 日本経済において M&A が成長の手法として浸透しつつある状況であるにもかかわらず、のれんの償却を求める現在の会計基準は、事業者が M&A を検討する際の足枷となっているとの切実な声が上がっている。(学識経験者)
- (10) 戦略論の分野では、成熟社会においては競争力を得るための M&A が重要であるとされている (Porter, 1985)。しかし、のれんの規則的償却は利益を継続的に圧迫するため、M&A 検討における障害となっており、実際に、償却負担を考慮して M&A を断念した経験があるとのアンケート結果も得られた。よって、スタートアップ育成や成熟経済における企業成長及び経済的影響のために、のれんは非償却とすべきである。(財務諸表作成者、学識経験者)
- (11) 過去 20 年間で、日本では M&A 実務家や財務諸表作成者・投資家のスキルや意識が向上し、企業価値評価の手法が普及し、コーポレート・ガバナンス・コードの制定などによりガバナンスが強化されており、蓄積された資本を M&A を通じて回していくための制度的・人的な土台が整っていると考える。(財務諸表作成者、学識経験者)

- (12) のれんの定期償却は営業利益・経常利益を継続的に押し下げため、日本市場で重要なリテール投資家を含む投資家層にネガティブに見られやすく、価格形成に悪影響を与え得る点が大きな問題である。(財務諸表作成者)
- (13) のれん償却による利益圧迫を理由に M&A を中止した事例がある。特に上場直後は投資家の目も厳しく、成長戦略としての M&A が抑制されやすく、上場スタートアップにおいて成長戦略と会計の不整合は実務上、明確に発生している。(財務諸表作成者)
- (14) 日本基準ののれん償却は IFRS 会計基準や米国会計基準と異なり、国際的な整合性を欠くため、海外投資家への説明負担が大きい。(財務諸表作成者)
- (15) M&A における買手企業側の費用構造は主に、買収金額、のれん償却費及び買収後の運転資金の 3 点である。スタートアップの M&A では対象会社の純資産が薄いことが多く、買収金額の多くがのれんとして認識されることから、のれんの定期償却により M&A の推進が保守的になり、買収後の対象会社の投資余力を制約し、成長の減退につながる可能性がある。(財務諸表作成者)
- (16) のれんの償却年数が 5 年から 10 年の間で案件ごとに監査法人との協議に委ねられるため、価格決定時には償却年数が確定していないため短期間の償却を前提とせざるを得ず、案件の推進やプライシングが保守的になる状況となっている。(財務諸表作成者)
- (17) のれんの非償却には減損テストにおける事業計画等の恣意性という課題はあるものの、のれんの償却における償却期間にも恣意性が介入しているとも考えられる。(財務諸表作成者)
- (18) のれんの定期償却は M&A の成否が財務数値から読み取りにくく、経営責任を曖昧にする傾向があると考えられる。一方、IFRS のような非償却と減損テストでは、たとえ減損損失の認識が遅れるとしても、M&A の成否が可視化されるという点で情報価値は高いと考えられる上、割引率の設定と回収可能価額の評価を通じて経営者のアカウンタビリティを高め、資本コストを意識した規律ある経営に繋がると考える。(財務諸表作成者)
- (19) のれん非償却を導入するトレードオフとして、IFRS 会計基準と同等の厳格な減損テストや開示の強化は、経営者の立場として受け入れるべきであると考えられる。(財務諸表作成者)
- (20) 当社の株主の大半はグローバル投資家であり、彼らの投資判断軸に合致する開示が求められる中、日本基準の定期償却は実態の収益力と異なると強く指摘され、

IFRS 同等の開示を求められることが非常に多い。(財務諸表作成者)

- (21) 定期償却は投資家への説明で大きな障害となり、特にのれん償却期間が5年から15年の幅しか開示されないため、投資家にとっては他社との比較が困難である。  
(財務諸表作成者)
- (22) 実務上、償却期間は案件の事業計画によって左右される。良い案件ほど償却期間が短くなり早期の償却負担により利益が小さく見えるという逆転現象が生じ、海外投資家にとって理解しづらい状況となっている。(財務諸表作成者)
- (23) 大型の再生型 M&A では、日本基準適用企業は買収後の償却費負担が交渉上の課題となるため、IFRS 適用企業や PE ファンドに比べて著しく不利となり、公正な競争ができない状況が生じている。(財務諸表作成者)
- (24) 日本の株式市場は個人投資家比率の高さやアナリスト・カバレッジの薄さから EBITDA や DCF 等の指標が浸透しにくく、結果として PER 依存が続いているため、のれん償却費が株価にそのまま悪影響を与える構造になっており、補正による評価は現実的に機能していないとセルサイドのアナリストから伺っている。(財務諸表作成者)
- (25) のれんの非償却の導入により IFRS 会計基準と同等の厳格な開示をすることは必須であり、経営者の務めであると考えます。(財務諸表作成者)
- (26) 経済同友会の経営者アンケートでは、7割以上の経営者がのれん償却を M&A の障害と認識し、営業利益率低下や「のれん負け」のリスクを具体的理由として挙げていた。さらに45%超の経営者が、のれん償却を理由に M&A を断念した経験があると回答しており、もし非償却が認められれば6割以上の経営者が M&A の加速が見込まれると回答した。このアンケートは、経理部門の実務負担の観点ではなく、経営者本人に直接回答を求めた点が特徴であると考えている。(財務諸表作成者)
- (27) のれんの償却があるがゆえに、資本市場において財務諸表が正しく見られていない現状があり、IFRS 会計基準と同じ減損モデルに切り替えることが、財務諸表の改善に繋がると考える。(財務諸表作成者)
- (28) 継続的に負担となる償却と一過性の減損では見られ方が全く異なり、一過性の減損の方が負の影響は比較的少ないと考える。(財務諸表作成者)
- (29) 非償却の導入に伴う減損テストの厳格化によって生じるコストはキャッシュの影響はあるものの、のれん償却における損益計算書上の費用としての負担と比較して誤差の範囲であり、厳格な減損テストや開示の拡充が要求されることに経営者の立場として異論はない。(財務諸表作成者)

- (30) のれん償却は国富を減じさせており、国際競争力低下の一因であると考え。個人投資家や新たに日本市場に参入した海外投資家がのれん償却の会計処理を適切に考慮していない可能性があり、特に、表面的な数字に瞬間的にアクションを起こすロボット投資等が増えている昨今においては、市場における株価形成が近視眼的・表面的になってきていると感じられる。表面的ではあってもバリュエーションの低下は、株式交換で企業を買収するケースが多い状況では M&A の購買力に直結し、日本企業が優良企業を買い負け続ける状況を生んでいる。現在は同じ実力の企業でも、会計制度の違いにより、複利的に将来の大きな実力差が生じてしまうことが懸念される。(財務諸表利用者)
- (31) プロ投資家として、のれんの償却を足し戻すなど本質的な価値を見出して投資を行っているが、市場とのギャップが解消されるまで時間がかかっている状況にあり、M&A で生じた償却が長期的にディスカウント要因となり続けると、企業が次のアクティブな経営戦略を取りづらいついていく状況となっている。(財務諸表利用者)
- (32) M&A 研究学会で実施したアンケートでは、M&A を実施した社長の約 80%が M&A は成功であったと回答しており、のれん償却は実態を表していないと考えられる。確かに以前は M&A で失敗するケースが多かったが、最近では後継者不足等により優良企業が M&A による買収で事業を存続することを望むなど、優良企業がリーズナブルな価格でマーケットに出てくることによって、M&A の成功確率が高まっていると考えられる。(財務諸表利用者)
- (33) 非償却が導入された場合の減損テストの実行可能性に関して、特段の懸念はしていない。上場企業については社会的インフラが整っており、現行においても監査法人を含め確実に行われていると期待している。また、投資家としては買収企業の状況を逐一確認して適正価格を評価しており、プロセスに変化は想定されない。(財務諸表利用者)
- (34) スタートアップは純資産が極めて薄く、研究開発型では売上が当初計上されないことも多いため、買収価格との差額であるのれんが非常に大きくなりやすい。そのため、取得企業にとっては、スタートアップはのれん償却の悪影響を最も強く受ける M&A の対象企業群であり、スタートアップに対する M&A を敬遠することが多い。(財務諸表利用者)
- (35) 買収側としての成長スタートアップにとっては、営業利益はそれほど大きくないことが多いため、のれん償却による営業利益への負の影響は大きく、M&A に及び腰にならざるを得ない。(財務諸表利用者)
- (36) 投資家による企業価値評価の際にはのれん償却を削除して評価する実務が広く行

われているなど、のれん償却は、本来の財務諸表の目的に合致した会計慣行とは必ずしもいえない。のれんの償却は企業価値を評価するうえでの本質的な情報ではなく、ノイズとすらいえる。企業価値のポテンシャルが評価されて認識されたのれんが費用となることについては、有形固定資産の減価償却とは異なり、違和感がある。(財務諸表利用者)

- (37) M&A 活性化・国際競争力・市場の公平性のため、日本基準ののれん定期償却の廃止と IFRS 会計基準に沿った非償却と減損テスト型への移行を提言する。移行の際には移行期間の設定と減損ルールの透明性確保が重要である。また、現行ののれんの定期償却自体にも償却期間を監査法人との「交渉」で決めるという恣意性が存在するため、制度の見直しが不可欠である。(財務諸表利用者)
- (38) PE ファンドはエグジット時に買手候補がのれん償却負担で購入を躊躇するため、投資検討段階から「将来ののれん償却額」そのものが案件評価の重要な要素となり、のれんの大きさが M&A 市場の流動性を制限している。(財務諸表利用者)
- (39) 日本基準と IFRS 会計基準（非償却）が混在する現状では、IFRS 企業が買収競争で圧倒的に有利となり、特にクロスボーダー案件では日本企業が価格競争力で劣後し、国際競争力を落とすという証券会社の見解が一致している。(財務諸表利用者)
- (40) M&A におけるファイナンシャル・アドバイザーは、買手候補者を検討するにあたり、日本基準適用企業と IFRS 会計基準適用企業を分類するという実態がある。買手候補の中で日本基準適用企業はのれん償却費の負担等により劣後すると考えられるためであると同っており、会計制度によって M&A の公平性が損なわれている。(財務諸表利用者)
- (41) 市場は純利益・EPS（1株当たり利益）に着目しているという実態があり、のれん償却によって純利益が減少すると株価が大幅に変動する実例が示すとおり、損益計算書の歪みが市場評価に直接影響している。(財務諸表利用者)
- (42) 銀行与信の現場でも、のれん償却が当期純損失や債務超過の外形基準に影響するため、実態キャッシュ・フローが健全でも格付が悪化したり、IFRS への移行を銀行から求められるケースがあり、金融面でも実務負担が大きい。(財務諸表利用者)
- (43) のれんの残高が積み上がること自体は、会社の価値が伸びているのであれば問題ないと考えている。適切に監査法人と議論され、一定の基準で厳格に減損テストが行われていることが重要である。(財務諸表利用者)
- (44) 投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流である。M&A でプレミアムを支払うことは、成長加

速投資や買収後のシナジーを想定しているはずであるが、のれんを機械的に償却することは M&A の目的や価値創造と整合しないと考えている。(財務諸表利用者)

(45) 日本企業は M&A に対する責任意識や成果創出へのコミットメントが十分とは言えない。非償却化と毎年の厳格な減損テストの実施により、経営者には支払いプレミアムに対する成果を発揮し続け企業価値向上を果たす責任の意識づけが必要であり、取締役会には、支払いプレミアムの妥当性、毎年の減損テストのモニタリングなど監督する責任の意識づけが必要であると考えている。(財務諸表利用者)

(46) 会計上認識されない「無形の資産」を含め、ビジネスモデルや価値創造の源泉を適切に把握することが競争力向上の鍵であり、のれんが時間比例で減価するという前提よりも、のれんによって生み出される効果をいかに維持・強化するかを企業が考えることが重要である。(財務諸表利用者)

(47) 投資家が会計基準に求めることは、保守的なものではなく Most likely ベースで財務諸表が作成されることである。この観点からは、償却期間の妥当性には課題があると考えている。また、のれん及び無形資産がともに償却される状況において PPA による影響は限定的であるため、PPA への関心が低くなっていると考える。(財務諸表利用者)

A3. これに関連する質問 A(a) (償却と非償却の選択) については次の意見が聞かれた。

(1) 償却と非償却の選択に消極的に賛成する。償却又は非償却の財務諸表いずれであるかを確認する必要性が生じ、洗練されていない投資行動をする個人投資家などにとって整合性を保てないおそれがある。(学識経験者)

(2) 選択に反対寄りではあるが、現実的に可能であるなら賛成である。規制改革推進会議において選択制が提案された背景は、本来的には非償却が望ましいという中で、実行可能な形で話を前進させるため、次善の策として提案されたという経緯がある。現状においても IFRS 会計基準と日本基準など会計基準の選択は可能であるため、日本基準の中での選択制が認められても、洗練された投資家にとっては適切に情報を用いることは可能であると考えられる。(学識経験者)

(3) 選択については、非償却への一本化を支持するため、個人的には反対である。しかし、経済界全体の合意形成や様々な事情を考慮した折衷案としてはあり得ると考える。(財務諸表作成者)

(4) 反対である。一本化することが分かりやすく、市場が効率的に回ることにつながる。ただし、移行期間を設ける必要性和現行の会計処理より相対的には良いという観点から、移行のための一定期間においては選択を認めて、段階的に一

本化することが望ましい。(財務諸表利用者)

- (5) 現状においても IFRS 会計基準と日本基準という基準間の選択があることを踏まえると、日本基準内での選択があることは否定しない。ただし、比較可能性の観点から、開示などの義務付けは必要であると考え。(財務諸表利用者)
- (6) 選択を認めると企業ごとに会計処理が異なることとなるため、グローバル・スタンダードの観点から一本化が望ましく、選択には反対である。ただし、移行のための一定期間においては選択を認めてもよいと考える。(財務諸表利用者)
- (7) 選択を認めることにより、各 M&A ごとに償却又は非償却を恣意的に選択するおそれがあり、また、財務諸表の比較可能性を損なうこととなるため、監査の実施という観点では選択を認めない方が円滑であり、反対である。ただし、合理的に企業の実態に合った会計処理が選択されるような設計がなされるのであれば、あるいは、非償却導入への準備期間において、選択を認めることは考えられる。(監査人)
- (8) 反対である。償却又は非償却のそれぞれの会計処理に応じて適用されるべき減損会計基準を設けることとなり、会計基準の一貫性が損なわれると考えられる。仮に選択を認めたとえ、一度選択した会計方針の変更を認めないとした場合には、企業の成長ステージなどにより企業にとっての M&A の重要性が異なることを考慮すると、会計方針を変更できないというルールは、企業側は受け入れづらいと考えられる。(監査人)
- (9) 日本基準というワン・セットのルール内で、1つの会計事実に対して、大きく異なる2つの会計手続が認められることは望ましくない。のれんの減損テストのみには多くの問題があるため、選択制であっても導入すべきではないと考える。(学識経験者)
- (10) 企業間の比較可能性、関連する会計基準(減損会計基準・企業結合会計基準)の改正への影響、非償却処理を望む企業には IFRS 会計基準の任意適用の選択肢が既にあることから、選択には反対である。ただし、中小・非上場企業には償却継続の道を残すべきと考えている。(監査人)
- (11) 日本基準の中に償却モデルと非償却モデルが含まれると比較可能性が低下するため、選択には反対である。ただし、小規模会社の特例措置としてであれば検討する余地はあると考える。(監査人)
- (12) のれんの償却・非償却の選択制は企業間の比較可能性を損ない、恣意的な会計判断の余地を残す懸念がある。(監査人)
- (13) のれん償却の選択制は企業間の比較可能性を損なうため望ましくないが、未上場・

小規模企業には、減損テストにかかる実務上の負担を考慮して償却と非償却の両方を認める緩和措置を検討する余地はあると考える。(監査人)

- (14) 選択を認めることに反対である。同じ基準に揃えられるところは揃えていくべきであり、経営者の裁量で歪み、形だけ良く見せられることは受け入れ難い。(財務諸表利用者)
- (15) 償却と非償却の選択制には反対である。選択を認めると、のれんの会計処理に関して、日本基準で選択肢が2つ、IFRS 会計基準、米国会計基準の選択を含め、合計4つの選択肢が併存し複雑化するおそれがある。(財務諸表利用者)
- (16) 償却・非償却の選択制については、いずれを選択しているかが決算短信で明確に開示されることを前提に、中立である。現在、利用者側の混乱が比較的小さいのは、会計基準ごとにのれんの会計処理が異なり、決算短信の1行目で適用している会計基準を記載しているためである。仮に選択を認めるのであれば、利用者の混乱を避けるため、速報性の高い決算短信において当該選択を明確に記載する必要がある。(財務諸表利用者)
- (17) 企業間の比較可能性の観点から、選択は認めるべきではない。(財務諸表利用者、財務諸表作成者)
- (18) 適用される会計処理はのれんの価値の発現という実態で判断すべきであり、企業の自由選択を認めるべきではない。また、実態が同じ複数の企業が異なる会計処理を選択することにより財務諸表が異なることとなるため、比較可能性が損なわれる。(財務諸表作成者)
- (19) 非償却の方が表面上の業績が良くなることがあるため、非償却を選択する企業が多くなると想定されるが、表面上の業績に基づく競争は本質的ではないことを懸念する。(財務諸表作成者)

A4. 質問 A について、(b) ののれんの非償却を支持しない意見としては次が聞かれた。

- (1) のれんの償却は、超過収益力の減少と M&A 投資成果の判定という役割を担っている。ストック計算面では、競争を通じて超過利益の獲得能力が時間の経過とともに減少するという性質に基づき、資産計上されたのれんを取り崩していく。フロー計算面では、のれん償却費を期間配分することで、M&A のシナジーを得るための投資原価として売上高と対比させ、M&A の投資成果を判定する役割を持つ。(学識経験者)
- (2) 本来、買収の「買入のれん」は時間の経過とともに価値が減少していくはずだが、減損テストを行う際、事後の努力による成果や既存事業の余力の要素がシールド

となり、価値の下落が表面化しにくくなる。結果として、のれんの中身は本来計上  
が認められていない自己創設のれんに変質してしまい、減損損失が発生しにくい  
構造的な問題を内包している。(学識経験者)

- (3) 償却には「無茶な M&A」を規律付ける側面がある。M&A で期待した成果が出ない場  
合、償却費や減損損失によって利益が赤字化又は大幅に縮小する。これは、M&A 後  
の経営失敗や、株主価値を犠牲にする過大な投資の可能性を示唆するため、償却  
は過度な買収を抑止する機能があると考えられる。(学識経験者)
- (4) 償却の実務は、企業の平均的な利益獲得能力の平均回帰傾向と整合している。ROE  
(株主資本利益率) や ROA (総資産利益率) は、企業の努力を含めても、5 年から  
10 年程度で一定水準に回帰するという知見がある。このような平均回帰の傾向は  
日本企業の例でも示されており、この知見は、のれんを 5 年から 10 年で償却する  
実務が理に適っていることを示唆している。(学識経験者)
- (5) のれんの非償却化が M&A を増やすという明確な証拠は見当たらない。のれんの非  
償却化を強制適用した国々 (SFAS 第 142 号、IFRS 第 3 号移行国) の研究では、国  
内 M&A が増加するという結果は報告されていない。クロスボーダー M&A の増加は、  
のれんの非償却化よりも、多くの会計項目の比較可能性が向上することが主要な  
要因であると指摘されている。(学識経験者)
- (6) 減損テストのみの会計基準に移行した国々では、経営者が裁量行動を取っている  
ということが報告されている。減損認識は、企業の財務制限条項への抵触や、利益  
連動型の経営者報酬、経営者の任期の長さなどの内的要因によって、減損の認識  
が遅延したり少額になったりする傾向が確認されている。また、コーポレート・ガ  
バナンスの弱さも遅延の原因となる。(学識経験者)
- (7) 非償却化の基準下ではのれん残高が大きく積み上がり、会計情報としての有効性  
が低下する。のれんを償却しない会計基準を適用している国々では、のれん残高  
が総資産や純資産に対して大きく積み上がっている状況が報告されている。また、  
のれんの非償却化は、債務契約において、会計情報が有効に機能していないこと  
が確認されている。(学識経験者)
- (8) のれんの償却期間は、経営者によるのれんの回収期間の見込みが表されており、  
日本基準におけるのれんの償却は一定の合理性があると考えられる。(財務諸表利用者)
- (9) スタートアップ企業などから国際基準を求める要望が出てきた背景には、営業利  
益を良く見せて資金調達をしたいという経営者の欲があるのではないかと警戒心  
を抱いている。(財務諸表利用者)

- (10) クレジット分析の立場から、格付はキャッシュ・フロー重視ではあるものの財務の安定性や資産効率も同様に重視している。のれんの会計処理によって自己資本比率などの重要指標に影響があるため、償却をするか否かは無差別とは言えないと考えている。のれん非償却には、IFRS で指摘されている too little, too late の問題や、CGU の設定次第で生じ得るシールドディング効果により、被買収事業の悪化がバランスシートに反映されにくいという課題があると認識している。(財務諸表利用者)
- (11) のれんの非償却では、買収後に投資回収が進んだ場合であっても、償却による投資回収が反映されず資産効率が向上しないことに分析上の課題があると考えます。(財務諸表利用者)
- (12) スタートアップ企業の取引の活性化に反対するものではないが、その手段が会計基準の変更という形になっていることに疑念を持っている。会計基準は企業経営の実態を適切に反映するために設定されるべきものであり、政策的な目的のための手段として会計基準の変更を行うべきではなく、日本の会計基準の信頼性を担保するという観点から、非償却の方が企業の実態を反映できるという立証がない限り、非償却への改正を支持しない。(財務諸表作成者)
- (13) 国際会計基準に整合性をとっていく考え方があることは理解するが、昨今の国際会計基準の動きは必ずしも正しいとは思えないものがある。そうした中で盲目的に国際会計基準に合わせていくべきものではない。(財務諸表作成者)
- (14) のれんは時間の経過とともに減耗していくものであり、その価値を維持するために継続的なリソースの投入が必要である。そのため、本来償却すべき性質のものである。また、非償却のまま据え置くことは、結果として自己創設のれんを計上していることと同じである。(財務諸表作成者)
- (15) M&A を行うにあたって投下した資本は回収すべきであるという考え方にに基づき、償却費が認識される状況でも利益を出していることが、投下資本を回収していること及びそれを越えたシナジーを生み出していることの表れであると考えます。このため、のれんの償却の会計処理によって M&A 実施後の PMI が適切に実行されないという懸念は抱いていない。(財務諸表作成者)
- (16) 非償却には too little, too late の問題があり、また、業績悪化時に減損により損失が雪だるま式に増え、経営の健全性に課題が生じることが懸念される。(財務諸表作成者)
- (17) IFRS 会計基準との整合性の観点から非償却を導入するとした場合であっても、単にのれんを非償却にするだけではコンバージェンスは不十分であり、無形資産や

有形固定資産など関連する他の会計基準も整備する必要がある、時間とコストがかかる。(財務諸表作成者)

(18) のれんが将来の収益力に対する期待を表しているものであると捉えると、時間の経過とともにその価値は減少すると考えることが自然であり、一定期間の費用配分すなわち償却の会計処理は合理的であると考えられる。(財務諸表作成者)

(19) のれんは、事業を取得するためのコストの一部であり、償却を通じて投資の回収状況を損益計算書に反映することが、投資成果の適切な把握に資すると考えられる。(財務諸表作成者)

(20) 償却によって投資回収の過程を継続的にモニタリングし、その投資回収が困難であると判断された場合に減損損失を認識する、という一連の仕組みは、企業結合の投資判断に対して一定の規律を与えると考えられる。(財務諸表作成者)

(21) 毎期の減損テストで自己創設的な価値と区別されないままのれんが維持される状況が生じる可能性があり、取得時の投資判断を検証するという観点からは情報の有用性が低下し得ると考えられる。自己創設のれんが計上されるという点で、企業価値評価の一部を作成者が担ってしまっているという見方ができてしまうことを懸念する。(財務諸表作成者)

(22) 非償却とした場合に減損損失を引き続き、特別損失として表示することが適切かどうか、が検討課題になると考えられる。また、IFRSと同様の開示の拡充や、関連基準の改正対応が必要となり、実務コストは大きく増加するので、コストと便益が必ずしも釣り合っていないという印象がある。(財務諸表作成者)

(23) のれんの償却期間の決定においては、投資の回収期間の見込みだけでなく、識別可能な他の資産の耐用年数やシナジーが実現すると期待される期間などを総合的に判断して、さらに監査人と協議のうえ、決定している。このため、のれんの償却期間は恣意的であるという批判は必ずしも当たらないと考える。(財務諸表作成者)

(24) 自身が所属する外食産業特有の参入障壁の低さと顧客志向の移り変わりの速さを考慮すると、買収時点で見込んだ潜在的な価値はすぐに薄れていくと考えられるため、のれんの非償却は実態に合わないと考えられる。(財務諸表作成者)

(25) のれんの非償却が導入されると、減損テストや監査法人との協議、専門人材の確保などの事務負担が掛かり、かつ、監査報酬等のコストも増加することを懸念する。このような本社コストの増加は、利益率の低い業界ではビジネスの観点から不利に働くことを懸念する。(財務諸表作成者)

(26) M&A の意思決定は、事業の将来の成長性に基づいて行うため、のれんを償却するか

非償却とするかで判断は変わらないと考えられる。(財務諸表作成者)

(27) 毎期ののれんの減損テストを実施することは、作成者及び監査人の双方に相当な負荷が掛かるため、時間的制約から正確な減損テストが実施できない可能性がある。これまでの経験では年度決算の減損テストに長期の時間を要し、最終的な判断が決算の発表の直前までかかることもあった。減損の要否がその時期まで分からないことは、投資家に対して業績見通しを伝えることを困難にし、IR 活動上、投資家とのコミュニケーションを難しいものとする。(財務諸表作成者)

(28) M&A 時における精緻な取得原価の配分手続の実務負荷は大きい。以前の経営統合の際に事業全体から生まれるキャッシュ・フローから他の資産の貢献分を控除し、残余を顧客関連資産として評価を行ったが、複雑なプロセスを要し、外部アドバイザーの活用も含めて相当の工数とコストをかけて実施した。(財務諸表作成者)

A5. 質問 A について、のれんの非償却と償却に中立の意見としては次が聞かれた。

(1) 監査実務家として、中立的立場からのれん償却・非償却についてコメントする立場であり、どちらを支持するかは明言しない。企業や財務諸表利用者によって最適な会計処理は異なると考えている。(監査人)

(2) のれんの償却・非償却については、どちらにもポジティブな面があると考えており、中立的な立場である。非償却とする場合、IFRS と同等の厳格な減損テストとあわせて適用すれば、M&A 後の PMI の一環として事業計画の見直しを通じて企業成長を後押しできる可能性がある。一方、償却とする場合、のれんが多額に貸借対照表に計上される状態を回避することができ、経営戦略上、追加的な M&A の実行を躊躇する要因が減少し、次の一手が打ちやすくなるメリットがあると考えられる。(監査人)

(3) IFRS 適用企業に対して、のれんの非償却&毎期減損テストのモデルで監査する実務は定着しており、いずれの会計モデルにおいても監査可能であり、双方の会計モデルにメリット・デメリットがあることから、会計監査人の立場として、是非については中立的である。(監査人)

(4) のれんの非償却と償却にはそれぞれメリット・デメリットがあり、企業による IR 資料の充実やアナリストの分析手法により、利用者にとって会計処理による影響は一定程度軽減可能であるため、中立の立場である。非償却を導入する改正の是非は、制度設計の細部、開示ルール、実務運用及び市場参加者の適応力に左右されるため、どちらか一方に偏った評価は適切ではないと考える。なお、のれんの非償却と償却にはそれぞれに次のデメリットがあると考えられる。(財務諸表利用者)

- ① のれんの非償却のデメリットとして、減損の背景やタイミングが不透明なため、利用者の業績予想に大きなリスクをもたらす可能性がある。また、想定以上の利益が生じた局面で、利益の安定化を目的としてのれんの減損を一過性損失として意図的に計上することも考えられ、経営責任の議論に繋がりにくい側面がある。(財務諸表利用者)
- ② のれん償却のデメリットとして、現在の高騰した M&A 市場では、定期償却による費用が多額となり、日本企業の多くは配当方針を連結当期利益を基準に決定しているため、営業キャッシュ・フローが増えても株主還元には直接回らないため、バリュエーション改善につながりにくい現状を問題視している。(財務諸表利用者)

A6. 質問 B については、主に次の意見が聞かれた。

- (1) スタンダード市場及びグロス市場ではあまり IFRS 会計基準の適用に至っておらず、これは IFRS への移行コストが高いことによると考えられる。(学識経験者)
- (2) 中小企業やスタートアップは IFRS への移行コストや移行後の継続的なコストが非常に大きいため、のれんの会計処理により生じている問題を IFRS への移行という手段で解決することは現実的でない。(学識経験者)
- (3) IFRS への移行は、のれんの償却を回避し、国際基準に合わせることで投資家の理解を得やすい一方で、IFRS への移行コストは数億円単位で生じ、毎期の監査報酬増加など継続的負担が大きいことから、IFRS への移行コストがかかるために M&A を控えるということになりかねない。(財務諸表作成者)
- (4) IFRS 移行について過去に検討したものの、専門人材の人手不足、監査対応や監査報酬の増加などの理由から、のれんの償却を回避することのみを目的に IFRS を導入することは未上場企業にとって投資対効果の面で現実的でない判断した経験がある。(財務諸表作成者)
- (5) プライム市場に上場している自社の規模であっても IFRS 移行は人材及びシステム両面で負担が大きく、難しいと考えている。のれん定期償却を回避することを主目的として IFRS の導入を検討した結果、多大な負担がかかることが判明している。(財務諸表作成者)
- (6) 時価総額が 1,000 億円程度の企業であっても、人的リソースやコストを考慮すると二の足を踏まざるを得ないと伺っている。日本経済全体の観点からは、IFRS への移行は現実的なソリューションではないと考える。(財務諸表利用者)
- (7) 大企業の中には IFRS 移行でのれん非償却にできるが、頻繁に行うわけではない

M&A のために適用する会計基準を変更するインセンティブは乏しい。(財務諸表利用者)

- (8) 我々のファンドの投資先には従業員数が 100 人強の規模で IFRS 会計基準を適用している企業もあり、リソースやコストの負担を理由に IFRS への移行が不可能とは言い切れないため、すべての上場企業は原則として IFRS 会計基準を適用することがよいと考える。(財務諸表利用者)
- (9) のれんの償却を避けたいがために IFRS 会計基準を適用するという企業の経営判断は、少なからず監査実務においても見られる。(監査人)
- (10) 日本の上場企業が IFRS 任意適用を検討する際のハードルを下げるコンバージェンスの取組は今後も継続すべきであると考え。(監査人)
- (11) IFRS 会計基準と日本基準の選択は、会社の株主構成やどのような投資家に向けて財務報告を行うのかによって判断されるべきである。(財務諸表利用者)
- (12) IFRS 会計基準を適用することは、現状ではのれんの非償却を望む企業の有力な選択肢ではあるが、日本基準におけるのれんの非償却を支持する理由の根本的解決にはならない。(財務諸表利用者)
- (13) IFRS 会計基準の適用による非償却の選択に対しては中立な立場であり、日本企業が国際的な資金調達や子会社との会計基準統一のために IFRS を選択することは理解でき、利用者にとっては、決算短信や有価証券報告書では、採用している会計基準が明確に示されているため、分析や業績予想に大きな不便は感じていない。(財務諸表利用者)
- (14) 非上場会社でものれんの非償却の導入を望む企業があるということであれば、IFRS 会計基準を任意適用可能な企業の範囲を非上場会社まで広げることには検討の余地がある。ただし、非上場会社であっても IFRS 会計基準に基づく財務諸表の適正性を確保する体制整備は不可欠であるため、当該会社にとって多大な負担となる可能性がある。(財務諸表作成者)
- (15) グローバル展開の際は国際的な会計基準に沿って処理を行う方が戦いやすいと考える。一方で IFRS への移行は多大なコストが掛かるため、非償却を導入するという目的だけで適用する会計基準を変更することについて、費用対効果が合わない企業が多いと考えられる。(財務諸表作成者)
- (16) グローバル市場における比較可能性の向上や、のれんの非償却の会計処理が企業の実態を適切に表すものであると各企業が判断する場合は、実務負荷の増加を受け入れたうえで、各企業の個別判断で IFRS を任意適用すれば良いと考える。(財

務諸表作成者)

A7. 質問 E については、主に次の意見が聞かれた。

- (1) IFRS を導入して、のれんの非償却を適用することの負担は増えると考えている。例えば、割引後のキャッシュ・フローで減損テストが行われるため、減損損失を認識する頻度や金額が増える。将来計画に主観や仮定が含まれるため、客観的な分析や監査人との交渉に相応のリソースを要する。価値評価に係るスキルを有する人材が必要となり、場合によっては外部の第三者へ価値評価を依頼することとなる。監査対応においては基本的に外部の第三者から受領した評価レポートの提出が求められる。子会社同士での再編等が行われることもあるため、単体財務諸表の作成実務においても同様の影響があると考えられる。(財務諸表作成者)
- (2) IFRS の導入にあたり、経理人材が増員されているが、のれんの会計処理についての日本基準との差異を管理するための専門人材を配置している。(財務諸表作成者)
- (3) 人的リソースに余裕のない企業は時間的制約から正確な減損テストを每期実施することが困難となるおそれがある。また、日本基準よりも減損に至るステップが少ないため、減損認識のハードルが低い。さらには、減損テストには多くの前提が必要であり、わずかな前提の違いが使用価値の大きな違いを生む場合があるため、慎重な判断と監査人との十分な協議が必要になる。有形固定資産等についても、減損の兆候が識別されると、厳密な割引率の算定等が求められ実務負荷が増加する。(財務諸表作成者)
- (4) のれんは償却されず無形資産のみが償却される場合、PPA において無形資産の識別及び測定をより慎重に行う必要があり、外部アドバイザーの起用など相当な実務負荷やコストが増加することが懸念される。(財務諸表作成者)
- (5) 単体財務諸表の作成においては、重要性の基準値が連結財務諸表とは異なるため、連結決算よりもさらに精度の高い減損テストや取得原価の配分の実施が求められることとなる可能性を危惧する。(財務諸表作成者)

A8. 質問 F については、主に次の意見が聞かれた。

- (1) 減損テストに関して、ミドルクラスやスタートアップの企業では、事業計画等に客観的な裏付けが不十分なケースがあり、大企業と比べて時間が掛かることがある。特に、トップマネジメントの意思決定で買収された場合や中期経営計画を策定されていない場合など、客観的な説明を求めることが監査実務において困難となることがある。(監査人)
- (2) 減損テストの取扱いに関して、割引率の検討においては、監査人にとって、監査法

人内外の専門知識を有するリソースの関与が必要となる場合があることが想定される。(監査人)

- (3) 減損テストに係る内部統制評価に関して、会計基準の改正初年度は内部統制の整備の評価に監査工数が掛かると想定されるが、2年目以降の負担は重くないと想定される。(監査人)
- (4) PPAの精緻化に関して、ミドルクラスやスタートアップの企業では、人的資源やノウハウなど無形資産として認識されないものを取得することを目的とした買収が多いことから、監査工数の大幅な増加の可能性は低いと考えられる。(監査人)
- (5) 現行の日本基準において既にPPAの実施は求められており、実務に定着しており、かつ、ミドルクラスやスタートアップの企業におけるM&Aは比較的小規模で複雑性は高くないことが多いため、監査工数の大幅な増加は見込まれないと考える。(監査人)
- (6) 監査法人内部の専門家の育成や外部の専門家を利用できる仕組みの構築等、リソースの確保が必要となる。(監査人)
- (7) のれんの非償却が導入されると、監査・企業双方の工数が構造的に増加することが想定される。ミドルクラスやスタートアップの企業等では専門人材が潤沢でないため、1~2年以上の十分な準備期間を設けることが望ましい。(監査人)

A9. 質問Gについては、主に次の意見が聞かれた。

- (1) 債務者区分の判断や内部格付の付与について、財務諸表上の数値のみではなく、十分な情報開示を前提に、今後の業績や将来キャッシュ・フローの見通し等を考慮して、のれんの資産性等、個社の実態にもとづいた総合的な判断をしており、会計処理の違いによる特段の影響は生じないというヒアリング結果であった。なお、内部格付の設定は、財務データを利用して1次評価を行い、それに定性評価を反映して最終的な内部格付を決定することが一般的と理解している。当該1次評価においては会計処理の違いにより差が生じる可能性はあるが、最終的には総合的な判断をしているのは上記のとおりである。(財務諸表利用者)
- (2) 与信の実行や継続においても、総合的な判断をしていることから、会計処理の違いによる特段の影響は生じないというヒアリング結果であった。(財務諸表利用者)

## のれん償却費計上区分の変更

A10. のれん償却費計上区分の変更に関する意見聴取対象者への質問は次のとおりである。

- C. のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
- D. 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
  - (a) のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。
  - (b) (販売費及び一般管理費に計上したうえで) のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
  - (c) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」(management-defined performance measure : MPM) に相当する指標を開示する。

A11. 質問 C について、のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持する意見と、質問 D(a) に関する意見として主に次が聞かれた。

- (1) 学術的な論拠を示せるわけではないが、個人投資家が営業利益等の指標を用いて価値評価することによる影響を緩和できると考えられる。(学識経験者)
- (2) あくまでのれんの非償却の導入を支持するが、短期的な解決策としては、計上区分を変更することについて、営業利益の見栄えが改善され、M&A 実行のハードルが下がるため、支持する。(財務諸表作成者)
- (3) あくまでのれんの非償却の導入を支持するが、のれんの非償却の導入の会計基準改正に時間を要するのであれば、短期的には一定程度の効果はあると考える。(財務諸表作成者)
- (4) のれんの償却費を営業外費用等に計上することで、作成者の立場からは個人投資家に向けた説明が容易になると考える。ただし、のれんは超過収益力という性質を有するため償却費は営業費用として取り扱うべきであるという理屈と矛盾する懸念は残る。(財務諸表作成者)

A12. 質問 D(b) 及び(c)に関する意見として主に次が聞かれた。

- (1) のれんの重要性が高まる中で、一般投資家にその存在や影響を理解してもらう仕組みが必要であり、国際基準であればのれんの価値の対前年比の見える化、日本基準であれば営業利益の前に「のれん償却前営業利益」を追加するなど、実務的に見える情報提供の工夫が必要と考える。(財務諸表利用者)
- (2) のれん償却前営業利益を設定すれば償却の影響を調整することができ、営業外費用や特別損益への区分変更は不要になると考えている。(財務諸表利用者)
- (3) 質問 D のいずれの方法でも利用者の工夫により調整は可能であるため、基本的に

中立ではある。3つの選択肢の中では、質問 D(b)案について、のれん償却費が每期明確となるという点で最も好ましい。質問 D(c)案については、IFRS 第 18 号とのコンバージェンスの観点から好ましいが、精緻な調整表の継続的開示が必要である。(財務諸表利用者)

- (4) 質問 D(b)及び(c)案では個人投資家による価値評価の状況は変わらないと考えられる。(学識経験者)
- (5) 質問 D(b)及び(c)案では資本市場において正しく評価してもらえないというのが現実であり、効果がないと考える。(財務諸表作成者)
- (6) 質問 D(c)案では、非 GAAP 指標の活用は恣意性の問題があり、また、営業利益に注目する投資家が多く存在することから根本的解決にならないと考える。(財務諸表作成者)
- (7) 質問 D(b)及び(c)案については、適切な定義をしたうえで、定義の説明を開示することと合わせて検討することが必要と考える。(監査人)
- (8) 質問 D(b)及び(c)案については不要と考える。ミスリーディングであり、投資家は企業が開示する非 GAAP 指標を基本的に信用していない。(財務諸表利用者)
- (9) 質問 D(b)案については表示上の問題であり、会計処理そのものは現行の会計基準から実質的に変わらないため、スタートアップにとっての課題が解消され得るのであれば、反対はしない。(財務諸表作成者)
- (10) 質問 D(b)案については、のれん償却費が営業利益に悪影響を及ぼしているというスタートアップ企業の懸念に低コストで応えることができ、また、企業結合の影響をより分かりやすく伝えられるという観点から、一定の効果があると考えられる。実際の IR 資料で示して、投資家とのコミュニケーションに活用している。(財務諸表作成者)
- (11) 質問 D(b)案については、個人投資家に向けた説明が容易になることが想定され、かつ、のれんの償却費を営業費用として扱うことはのれんが有する超過収益力という性質と整合していると考えられる。(財務諸表作成者)
- (12) 質問 D(c)案については日本基準が非上場会社まで適用されることを考慮すると、過度な対応と考えられるため支持しない。(財務諸表作成者)

A13. 質問 C について、のれん償却費の計上区分を変更する改正に中立的な意見として主に次が聞かれた。

- (1) のれん償却費の計上区分の変更については、のれん償却費の計上区分や金額が決

算短信で明確に開示されることを前提に、中立である。(財務諸表利用者)

A14. 質問 C について、のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持しない意見として主に次が聞かれた。

- (1) 計上区分の変更は本質的な論点ではなく、投資家の意思決定に重要な影響を及ぼさないと考える。(監査人)
- (2) 每期計上されるのれんの償却費を、頻度の稀な特別損失に移すことは、営業活動にかかる事業投資という性質と矛盾し、損益計算書の意味合いを歪めてしまうため、計上区分の変更は避けるべきだと考える。(学識経験者)
- (3) PPA を通じて配分された買収対価は、有形固定資産や無形資産の償却を通じて営業費用に計上されることから、のれんの償却費も買収対価の一部の費用化であり、販売費及び一般管理費に計上することが適切である。(監査人)
- (4) のれん償却費の計上区分は、通常の償却が経常的費用である以上、営業項目に含める現行の取扱いが妥当であり、特別損失に振り替えることは日本基準の考え方と整合しないと考えている。一方で、企業が独自指標として「のれん償却前営業利益」(質問 D(b)案) や IFRS 第 18 号に基づく MPM (質問 D(c)案) を追加的に開示することはオプションとして考えられる。(監査人)
- (5) 計上区分を変更することは、国際的に日本の財務諸表の理解をより困難にすることに繋がる可能性があることに加え、営業外費用や特別損失で計上する会計理論的な根拠も乏しいと考える。(監査人)
- (6) 計上区分の変更は、営業外費用又は特別損失の計上区分の意味が不明瞭になる。  
(財務諸表利用者)
- (7) のれんは営業活動のために計上されるものであるため、その償却費が営業外費用等に計上される会計理論的な論拠はないと考える。(財務諸表作成者)
- (8) 現行の会計処理を継続すべきであると考えており、表示に関しても現行の日本基準を変える必要はないと考える。(財務諸表作成者)

以 上

## のれんの非償却を導入した場合の会計以外の取扱いの整理

B1. ここでは、のれんの会計処理として非償却を導入した場合の次についての整理をお示しする。

- (1) 会社法の取扱い
- (2) 税務上の取扱い

### 会社法の取扱い

B2. のれんの会計処理の違いは、損益計算書に示される費用又は損失の大きさやタイミングの違い、貸借対照表に示されるのれんとそのれん以外の無形資産の残高及び利益剰余金の残高の違いとして表れる可能性がある。別紙 3 では、現行の会社法で定められている分配可能額（会社法第 461 条第 1 項）の算定を基礎として、分配可能額への影響を確認する<sup>12</sup>。

B3. 会社法では、会社法本文と会社計算規則に分配可能額の算定の詳細が定められている（会社法第 461 条第 2 項、会社計算規則第 156 条から第 158 条）。それによれば、のれんの 1/2 に相当する額と繰延資産の部に計上した額の合計額をのれん等調整額として、一定の場合に、のれん等調整額を分配可能額の計算上、減額することとしている。これについて、立法担当官によれば、のれんは平成 17 年改正前商法においては、配当規制上資産として扱われていたところ、会社法では、のれんは単独では換価可能性はなく、繰延資産と同様、費用又は損失の繰延べという側面があることが否定できないものの、その中には、将来の収益によって回収可能なものも含まれている可能性も否定できないことから、基本的にその 1/2 を分配可能額から控除することにしたとされている。1/2 という割合については特に根拠はないとされ、上記の事情に照らして概ね半分については資産性を肯定して差し支えないこととする趣旨とされている<sup>13</sup>。

B4. このようにのれん等調整額が分配可能額から控除される場合があることから、のれんの会計処理の違いが分配可能額の算定に影響を与える可能性がある。

### 会社法における分配可能額の算定

<sup>12</sup> 会計処理の変更に伴う会社法関係法令の改正の可能性については検討していない。

<sup>13</sup> 相澤哲、郡谷大輔「新会社法関係法務省令の解説(9) 分配可能額 [上]」商事法務 1767 号 37 頁、38 頁（2006）

B5. 分配可能額は次の(1)(2)を加算し、(3)(4)(5)(6)を減算した合計額である（会社法第461条第2項）。

(1) 剰余金の額

(2) 臨時計算書類につき株主総会等の承認を受けた場合における次の額

イ その期間の利益の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額（会社計算規則第156条）

ロ その期間内に自己株式を処分した場合における対価の額

(3) 自己株式の帳簿価額

(4) 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における対価の額

(5) (2)の場合におけるその期間の損失の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額（会社計算規則第157条）

(6) 法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額（「その他減ずるべき金額」、会社計算規則第158条）

B6. のれんに関連するのは(1)(2)(5)(6)である。このうち(6)の取扱いはやや複雑であることから以下で示していく。

#### （「その他減ずるべき金額」の取扱い）

B7. 簡便化のため臨時決算のケースを考慮しないこととして、以下の勘定科目の額は最終事業年度末日の額とする。

B8. 別紙3のB5項(6)の取扱いは、一定の項目の加算（会社計算規則第158条第1号から第8号）と減算（同条第9号から第10号）による合計額とされる。このうち、のれんに関連するのは同条第1号、同条第4号であり、いずれも加算の項目（分配可能額を減らす影響の項目）である。

B9. 会社計算規則第158条第1号はのれんの金額等に応じた次の3つの場合に分けて加算額を示している。

$$\left( \begin{array}{l} \text{のれん等調整額} = \text{のれん} \times 1/2 + \text{繰延資産} \\ \text{資本等金額} = \text{資本金} + \text{準備金} \end{array} \right)$$

イ のれん等調整額 ≤ 資本等金額 の場合

$$\text{加算額} = 0$$

ロ 資本等金額 ≤ のれん等調整額 ≤ 資本等金額+その他資本剰余金 の場合

$$\text{加算額} = \text{のれん等調整額} - \text{資本等金額}$$

ハ のれん等調整額 > 資本等金額+その他資本剰余金 の場合

(1) のれん×1/2 ≤ 資本等金額+その他資本剰余金 の場合 (すなわち、のれん等調整額 ≤ 資本等金額+その他資本剰余金+繰延資産)

$$\text{加算額} = \text{のれん等調整額} - \text{資本等金額}$$

(2) のれん×1/2 > 資本等金額+その他資本剰余金 の場合 (すなわち、のれん等調整額 > 資本等金額+その他資本剰余金+繰延資産)

$$\text{加算額} = \text{その他資本剰余金} + \text{繰延資産}$$

B10. 会社計算規則第 158 条第 4 号は株式会社が連結配当規制適用会社であるときに適用がある。その基本的な趣旨は、連結配当規制適用会社において、単体ベースの剰余金の額が連結ベースの剰余金の額より大きい場合に、分配可能額からその差額を控除して連結ベースを基準とするというものである。この場合の加算額 (分配可能額を減らす額) は次のイの額からロ及びハの額の合計額を控除して算定するとされている (ゼロを下限とする)。

イ (単体の) 貸借対照表の(1)から(3)の合計額から(4)を控除した額

(1) 株主資本の額

(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額 (ゼロ以上の場合にはゼロ)

(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額 (ゼロ以上の場合にはゼロ)

(4) のれん等調整額 (資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額を上限)

ロ 最終事業年度の末日後に子会社から当該株式会社の株式を取得した場合における当該株式の取得直前の当該子会社における帳簿価額のうち、当該株式会社の当該子会社に対する持分に相当する額

ハ 連結貸借対照表の(1)から(3)の合計額から(4)を控除した額

(1) 株主資本の額

(2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額 (ゼロ以上の場合にはゼロ)

(3) 土地再評価差額金の項目に計上した額 (ゼロ以上の場合にはゼロ)

(4) のれん等調整額（資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を上限）

B11. のれんに係る調整が単体の貸借対照表のイ(4)と連結貸借対照表のハ(4)に含まれている。このため、イ(4)の額とハ(4)の額が同じ場合には両者が相殺され影響はない。例えば事業譲受で計上されるのれんの額が単体の貸借対照表と連結貸借対照表で同一となるようなケースがそれに該当する。一方で連結貸借対照表のみにのれんが計上されるケース（例えば、株式を取得して子会社化する場合など）ではハ(4)だけが生じることから、加算額を増加させる（分配可能額を減らす）可能性がある。

### 企業結合により生じたのれんが単体財務諸表に計上される場合の分配可能額への影響

B12. 企業結合取引を通じて認識されるのれんが取得企業の単体財務諸表に表れるケースとして、例えば、事業譲受、合併、会社分割等の取引形態が考えられる。

#### （全期間を通じた影響）

B13. のれんが認識されてからその残高が（償却又は減損を通じて）ゼロになるまでの累積期間で見れば、会計処理の違いによる分配可能額の違いは生じない。いずれの会計処理でも最終的に計上されたのれんの全額が利益剰余金を減じるためである。

#### （各期における分配可能額の変動）

B14. 各期の分配可能額については、以下の2つの要素が相反するように作用する。

##### （1）剰余金（利益剰余金）への影響

「非償却」は規則的な償却がないため、一時の大きな減損が生じるまでの間は「償却＋減損」よりも剰余金が厚くなり、分配可能額を大きく保つ効果がある。

##### （2）「その他減ずるべき金額」への影響

別紙3の第B9項に示した会社計算規則第158条第1号が影響を与える可能性がある。のれん残高の1/2と繰延資産の合計額（のれん等調整額）が資本金及び資本準備金の合計額（資本等金額）以下である場合（別紙3のB9項イの場合）、特段の影響はないものの、のれん等調整額が資本等金額を超える場合、その超過額が「その他資本剰余金＋繰延資産」を上限として別紙3のB9項の加算額（分配可能額から控除する額）となる。

「非償却」は、一時的な減損が生じるまではのれん残高が維持されるため、この加算額が大きくなり、分配可能額を抑制する方向に働く。

なお、その他資本剰余金＋繰延資産がゼロ又はマイナスの場合は、のれんの額

に着目した分配可能額の控除が行われなくなる。

B15. 前項の(1)と(2)の要素の大きさは状況によって様々であるが、一般に(1)の要素の影響が(2)の要素の影響よりも大きい。このため、当初は「非償却」の方が分配可能額は大きくなる傾向にある。その後、「非償却」については大きな減損が生じて(1)の剰余金が減少する可能性が考えられる。その場合には同時に(2)の「その他減ずるべき金額」が減少して分配可能額を抑制する効果が軽減するが、(1)の効果が大きく分配可能額が急減する可能性がある。

### **企業結合により生じたのれんが連結財務諸表のみに計上される場合への分配可能額の影響**

B16. 企業結合取引を通じて認識されるのれんが取得企業の連結財務諸表にしか表れない場合がある。例えば、株式取得による子会社化、株式交換、株式移転などの取引形態のケースが考えられる。

#### **(基本的な取扱い)**

B17. 株式会社の分配可能額は、基本的に単体財務諸表の計数を基礎に算定される。このため、企業結合により生じたのれんが連結財務諸表のみに計上される場合には、通常、会計処理の違いが当該会社の分配可能額に影響を与えることはない。

B18. しかし、連結計算書類を提供する会社の中には、会社計算規則第2条第3項第55号の連結配当規制適用会社であることを選択する株式会社がある。その場合には、別紙3の第B10項で説明したように、連結財務諸表の計数に基づいて分配可能額が調整される場合がある。このため、会計処理の違いが分配可能額に影響を与える可能性がある。

#### **(連結配当規制適用会社における影響)**

##### 全期間を通じた影響

B19. のれんが認識されてからその残高が(償却又は減損を通じて)ゼロになるまでの累積期間で見れば、会計処理の違いが分配可能額の全体に影響を与えることはない。いずれの手法でも、最終的に計上されたのれんの全額が連結貸借対照表の利益剰余金を減じるためである。

##### 各期間の影響

B20. 会社計算規則第158条第4項に基づく調整(加算額)において、以下の2点が同時に作用する。

- (1) 連結利益剰余金への影響(同項ハ(1)、別紙3のB10項ハ(1))

「非償却」は規則的な償却がないため、一時的な減損が生じるまでの間は「償却＋減損」よりも連結貸借対照表の利益剰余金が厚くなり、加算額への寄与は少なくなる。

(2) 連結のれん等調整額の影響（同項ハ(4)、別紙3のB10項ハ(4)）

連結上ののれん残高の1/2を基礎とした調整額が加算額に影響する。この調整による控除額は、連結貸借対照表上の資本金＋資本剰余金を上限とする。「非償却」の場合、一時的な大きな減損が生じるまでこの加算額が大きく変化しないことが考えられる。

B21. 前項の加算額への影響のうち(1)と(2)のどちらが支配的かは、グループ全体の資本構成や減損のタイミングに依存する。ただし、「非償却」は一時的に大きな減損が生じる場合に加算額が大きくなり、分配可能額が大幅減少するリスクを内包している。

## 税務上の取扱い

### 組織再編に関する税法の取扱いの概要

B22. 法人税法上、代表的な組織再編には、合併、会社分割、株式交換、株式移転、現物出資・現物分配などがあり、「組織再編行為」として、特別のルールが設けられている。

B23. 組織再編行為は大きく「適格組織再編」と「非適格組織再編」に分けられる。

(1) 適格組織再編

適格と認められる一定の要件を満たす組織再編である。グループ内の再編などが典型例で、組織再編が行われても実質的に経済関係が変わらないと考えられる組織再編である。

この場合、移転側において資産・負債を譲渡したものはみなされず、簿価で引き継がれることから、含み益・含み損に関する課税関係は原則として将来に繰り延べられる。

(2) 非適格組織再編

適格と認められる一定の要件を満たさない組織再編である。第三者を含む再編などが典型例で、組織再編が行われることにより、実質的に経済関係が変動すると考えられる組織再編である。

この場合、移転側において資産・負債を時価で譲渡したものとみなされるため、簿価と時価との差額について譲渡損益が認識され、含み益は課税対象となる一方、含み損は原則として損金に算入され、これらの課税関係は当該組織再編の時点で顕在化する。

B24. 前項の適格組織再編と非適格組織再編との区別は、組織再編の類型ごとに要件が細かく定められている。代表的な要因には次がある。

- (1) 対価の種類（対価の大部分が株式かどうか）
- (2) 資本関係（支配関係の継続）
- (3) 事業の継続性・関連性等
- (4) 従業員の引継ぎ

B25. また、非適格組織再編の場合には、移転資産・負債を時価で譲渡・取得したものとみなすことから、移転先法人において生じる対価と純資産の時価との間の差額（退職給与負債調整勘定<sup>14</sup>、短期重要負債調整勘定<sup>15</sup>がある場合には、当該純資産の時価からこれらを控除した後の金額）を、資産調整勘定又は差額負債調整勘定とする。これらの調整勘定は、効力発生日の属する月から5年間にわたり、月割りでそれぞれ損金算入又は益金算入される。

## 資産調整勘定、差額負債調整勘定と会計上ののれんとの関係

B26. 前項の資産調整勘定及び差額負債調整勘定は、非適格合併等によって法人が移転法人から資産又は負債の移転を受けた場合に、法人が非適格合併等により交付した対価が移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額との差額の金額であり、これは、企業結合会計におけるのれん又は負ののれんに相当するものと考えられている。この点、会計上、のれんは償却期間を見積り、20年を超えない期間で償却することとされ、負ののれんは発生時に利益に認識されるが、資産調整勘定と差額負債調整勘定の取崩しは税制上の措置であることを踏まえていずれも5年間で均等償却することとされており、企業会計と異なるものとなっている。このため、実務上、税法上の資産調整勘定・差額

<sup>14</sup> 法人が非適格合併等により被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、非適格合併等に伴い被合併法人等から引継ぎを受けた従業員につき退職給与債務引受けをした場合の退職給与債務引受額であり、取崩しは差額負債調整勘定と異なる方法となる。

<sup>15</sup> 法人が非適格合併等により被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、非適格合併等により被合併法人等から移転を受けた事業に係る将来の債務（その事業の利益に重大な影響を与えるものに限るものとし、退職給与債務引受けに係るもの及び既にその履行をすべきことが確定しているものを除く）で、その履行が非適格合併等の日から概ね3年以内に見込まれるものについて、その法人がその履行に係る負担の引受けをしたものであり、取崩しは差額負債調整勘定と異なる方法となる。

負債調整勘定と会計上ののれん・負ののれんは基本的に別個の項目として扱われている。

B27. なお、資産調整勘定・差額負債調整勘定は税務上の影響（繰延税金資産・負債）を通じて会計上ののれんの帳簿価額に間接的に反映されることがある。

### **のれんの会計処理の違いが税務に与える影響**

B28. 組織再編については、法人税法に別紙 3 の B22 項から B25 項の定めがあり、その定めが適用される。税務の取扱いに変更がないことを前提として、会計上ののれんを「非償却」で処理する場合と「償却+減損」で処理する場合で、税務上の処理の違いは生じないと考えられる。

以 上